

木津川市人権教育・啓発推進計画 (第2次)



木津川市マスコットキャラクター
いづみ姫



木津川市

あいさつ



すべての人々が、人間性にあふれた心豊かな社会のなかで、平和な生活を営むためには、人権が守られ、尊重されなければならないということを基本認識とし、人権教育・啓発にかかる取り組みを進めていくことが肝要です。

木津川市においては、2008年（平成20年）策定の「木津川市人権教育・啓発推進計画」はもとより、市の行政運営の総合的な指針となる「木津川市総合計画」においても、「一人ひとりを尊重するまちづくり」を掲げ、今日まで、人権尊重の理念の定着と人権感覚の豊かな社会を実現するため、同和問題の解決や人権教育・啓発の推進などに取り組んできました。

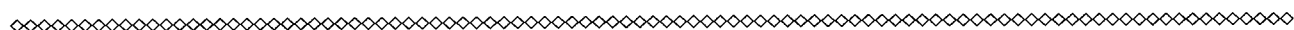
そうした取り組みの結果、市民の人権意識は高まりを見せている一方、依然としてさまざまな人権侵害事象が発生しており、さらなる人権教育・啓発が求められています。このような状況を踏まえ、現在までの取り組みを継承・発展させ、引き続き人権教育・啓発に関する施策を総合的・計画的に進める基本指針として、「木津川市人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、人権教育・啓発に関する施策を進めてまいりますので、市民のみなさまのさらなるご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

2016年（平成28年）11月

木津川市長 河井 規子

目 次



第1章 はじめに	1
1 国際的な人権尊重の流れ	1
2 国内の動向	2
3 京都府の取組状況	3
4 木津川市のこれまでの取組状況	4
第2章 計画の基本的な考え方	6
1 計画改定の趣旨	6
2 計画の目標及び性格等	6
(1) 計画の目標	6
(2) 計画の性格	7
(3) 人権教育・啓発について	7
3 人権教育・啓発推進の視点	7
4 計画の推進	8
(1) 計画の目標年次	8
(2) 推進体制等	9
第3章 人権問題の現状等	10
1 同和問題	11
2 女性	13
3 子ども	15
4 高齢者	17
5 障害のある人	19
6 外国人	20
7 患者等	22
8 犯罪被害者等	23
9 さまざまな人権問題	24
○ホームレス	24
○性同一性障害、性的指向（LGBT）	24
○刑を終えて出所した人	25
○アイヌの人々	25
○婚外子	25
○識字問題	26
○北朝鮮当局による拉致問題	26
10 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題	26
○インターネットによる人権侵害	26
○個人情報の保護	27
○安心して働ける職場環境の推進	27
○自殺対策の推進	28

第4章 人権教育・啓発の推進	29
1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	29
(1) 就学前の教育・保育施設	29
(2) 学校	30
(3) 地域社会	31
(4) 家庭	32
(5) 企業・職場	33
2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進	34
(1) 市職員	34
(2) 教職員・社会教育関係職員	35
(3) 医療関係者	36
(4) 保健福祉関係者	36
(5) 消防職員	37
(6) メディア関係者	37
3 市民を対象とした人権啓発の推進	38
第5章 計画の推進	39
1 指導者の養成	39
2 人権教育・啓発資料等の整備	39
3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施	39
4 京都府、近隣市町村、関係団体等との連携	40
■用語解説 《本文中の太字ゴシック体の語句の解説》	42
■資料編	
1 人権関係年表	62
2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	68
3 世界人権宣言	69

第 1 章 はじめに

1 国際的な人権尊重の流れ

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とする**世界人権宣言**は、1948 年（昭和 23 年）12 月 10 日の国際連合（以下、「国連」という。）第 3 回総会で採択されました。

この宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人々とすべての国とが達成すべき共通の基準を宣言したもので、世界の国々に大きな影響を及ぼしました。

この宣言以降、現在までにおいて、国連では、**国際人権規約**をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約〔**人種差別撤廃条約**〕」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約〔**女性差別撤廃条約**〕」、「児童の権利に関する条約〔**子どもの権利条約**〕」、「障害者の権利に関する条約〔**障害者権利条約**〕」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されました。

1994 年（平成 6 年）には、人権問題を総合的に調整する**国連人権高等弁務官**が設置され、同年の第 49 回国連総会では、人権に対し世界的な規模で理解を深め、あらゆる国において、人権という普遍的な文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもと、1995～2004 年（平成 7～16 年）までの 10 年間を、「**人権教育のための国連 10 年**」と決議し、各国において国内行動計画の策定や人権センターの設立など、さまざまな取り組みが推進されてきました。

2006 年（平成 18 年）には、国連における「人権の主流化」[あらゆる活動において人権を最優先とする考え方]の流れのなかで、新たに**国連人権理事会**が設置され、加盟国の人権状況の定期審査を実施するなど、人権と平和が尊重される社会の実現に向けた活動が展開されてきました。

しかしながら現在においても、なお世界の各地で、人種や民族、宗教などの違い、あるいは政治的対立や経済的利害によって、戦争や迫害、差別などが生じ、多くの人々が人権を侵害され、生命の危険にまでさらされているという現状があります。

こうした状況のなか、国連では、2004 年（平成 16 年）に、「人権教育のための国連 10 年」終了後も引き続き人権教育を積極的に推進することを目的に、「**人権教育のための世界計画**」が決議され、初等中等教育における人権教育に焦点を当てた第 1 フェーズ行動計画 [2005～2009 年（平成 17～21 年）]、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員、公務員等の人権教育プログラムに焦点を当てた第 2 フェーズ行動計画 [2010～2014 年（平成 22～26 年）]

に基づく取り組みが推進され、2015 年（平成 27 年）からは、ジャーナリストや**メディア**関係者に焦点をあてた第 3 フェーズ行動計画〔2015～2019 年（平成 27～31 年）〕の取り組みが進められています。

2 国内の動向

我が国においては、今日まで、日本国憲法や教育基本法に基づき、民主的で文化的な国家の建設及び世界平和と人類の福祉の実現に向けて、人権意識の高揚を図る取り組みが推進されてきました。

一方では、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、国連が提唱する、**国際婦人年、国際児童年、国際障害者年、国際識字年**など多くの国際年に取り組み、その趣旨に基づいて国内法が整備されるなど、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための施策が推進されてきました。

特に、我が国固有の問題である同和問題については、1965 年（昭和 40 年）の**同和対策審議会答申**に基づいて、その解決に向け、1969 年（昭和 44 年）の**同和対策事業特別措置法**施行以来、2002 年（平成 14 年）3 月までの 33 年間にわたって、**特別法による対策事業**が実施されてきました。

また、女性、障害のある人、外国人など、さまざまな人権問題についても、**男女共同参画社会**や**ノーマライゼーション、共生社会**の実現などの理念のもとに、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきています。

しかしながら、我が国の人権に関する現状については、同和問題など、さまざまな人権問題が存在しており、国連の**自由権規約委員会**をはじめとした関係機関から指摘を受けているところです。

このような状況のもと、1995 年（平成 7 年）には、内閣に内閣総理大臣を本部長とする「**人権教育のための国連 10 年推進本部**」が設置され、1997 年（平成 9 年）には、国内行動計画が策定されました。

また、1996 年（平成 8 年）には、「人権の擁護に関する施策を推進するための法律〔**人権擁護施策推進法**〕」が制定され、人権尊重の理念を深めるための教育・啓発及び人権侵害の被害者救済に関する施策の推進を国の責務として位置づけ、同法に基づき設置された人権擁護推進審議会において、1999 年（平成 11 年）には、人権教育・啓発の基本的事項について、2001 年（平成 13 年）には、人権が侵害された場合における救済制度のあり方について、それぞれ答申が出されました。

このうち、人権教育・啓発に関する施策については、2000 年（平成 12 年）に「**人権教育及び人権啓発の推進に関する法律**（以下、「人権教育・啓発推進法」

という。)」が施行されました。同法においては、国の責務とともに、第5条で「人権教育及び啓発に関する施策の策定・実施」が地方公共団体の責務として規定されています。

その後、人権教育・啓発推進法に基づき2002年（平成14年）に策定された、「**人権教育・啓発に関する基本計画**」により、さまざまな人権問題について、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られてきています。

近年では、子ども、高齢者、障害のある人に対する虐待防止のための法律や、障害者権利条約の批准のための国内法の整備として、**障害者基本法**の改正や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律〔**障害者差別解消法**〕」の制定、**いじめ防止対策推進法**や「子どもの貧困対策の推進に関する法律〔**子どもの貧困対策法**〕」など、さまざまな人権問題に関わる新しい制度や枠組みの整備が進んできています。

また、2011年（平成23年）に発生した東日本大震災など、相次ぐ自然災害を契機に、命の尊さ、人と人との絆の大切さが再認識されるとともに、ボランティア活動などのかたちで、人々がお互いを助け合う意識の発露が見受けられます。

今後も、こうした人々の意識のさらなる高揚や、社会・経済状況の変化等に対応した人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進が求められています。

3 京都府の取組状況

京都府においては、国内外の人権をめぐる状況等を踏まえ、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、1999年（平成11年）に策定された、「**人権教育のための国連10年京都府行動計画**（以下、「京都府行動計画」という。）」を、2005年（平成17年）には、人権教育・啓発推進法に基づき、「**新京都府人権教育・啓発推進計画**」が策定され、知事を本部長とする推進本部により、さまざまな施策が推進されてきました。

2011・2014年（平成23・26年）に実施された「『新京都府人権教育・啓発推進計画』に関する府民調査」によると、「京都府は、人権が尊重された豊かな社会になっている」と感じる人の割合が、2001年（平成13年）の京都府行動計画に関する調査から大きく増加しているなど、府民に人権教育・啓発の取り組みが浸透してきていることがうかがえます。

2013年（平成25年）11月3日には、世界人権宣言採択65周年にあたり、人権尊重の理念をあらためて府民に幅広く訴えかけることを目的として、京都府、京都市、京都地方法務局及び（公財）**世界人権問題研究センター**の4者に

より、「**世界人権宣言 65 周年京都アピール**」が発表されました。

このアピールは、東日本大震災など、相次ぐ自然災害を契機にいのちの絆を大切にし、力を合わせて、一人ひとりの尊厳と人権を守るために、人と人がつながり支え合う社会を築いていくことの必要性について訴えるなど、国や諸機関との連携を踏まえ、より一層効果的な人権教育・啓発となるよう、取り組みが進められています。

2016 年（平成 28 年）には、これまでの成果や課題を踏まえるなかで、多様化、複雑化する人権問題に対し、引き続き積極的で効果的な取り組みを推進していくため、「**新京都府人権教育・啓発推進計画**」が改定され、「**京都府人権教育・啓発推進計画（第 2 次）**」が策定されました。

4 木津川市のこれまでの取組状況

2007 年（平成 19 年）3 月 12 日に、合併により木津川市が誕生しました。

「**木津川市総合計画**」においては、「すべての市民が等しく社会参加できるまちづくりの推進」のなかで、「一人ひとりを尊重するまちづくり」を掲げ、今まで、人権尊重の理念の定着と人権感覚の豊かな社会を実現するため、同和問題の解決や人権教育・啓発の推進などに取り組んできました。

同和問題の解決については、特別法に基づく同和対策事業や関連事業を総合的、計画的に実施し、2002 年（平成 14 年）3 月の法失効後においても、教育、就労など同和問題の残された課題の解決に向け必要な施策に取り組んできました。

2008 年（平成 20 年）3 月には、「**木津川市人権教育・啓発推進計画（次章参照）**」を策定し、人権尊重理念の普及とさまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを推進してきました。

一方、同年 4 月に、関係機関等と連携した効果的な啓発等を推進するために、山城管内の市町村と民間団体・企業による「**山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねっとやましろ）**」が設立され、広域的な人権啓発ネットワークにより人権啓発を推進してきました。

また、女性や子ども、高齢者、障害のある人の人権問題については、それぞれ個別の計画において、人権の視点に立った施策の推進に取り組むとともに、人権擁護委員との連携や啓発事業などを通して、さまざまな人権問題に対する市民意識の高揚に努めてきたところです。

こうした取り組みにより、市民の人権に対する意識は高まりを見せていますが、人権に関する現状を見ると、同和地区出身者、高齢者、障害のある人、外国人などへの偏見や差別、児童虐待、**セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）**

やドメスティック・バイオレンス（DV）、学校や家庭、地域社会などの身近な場面での人権問題、インターネットによる人権侵害など、市民の生活に関わるさまざまな場面で、依然として人権に関する深刻な問題が数多く発生しています。

特に、近年、パソコンやスマートフォン等の急激な普及により、インターネットによる人権侵害（差別的情報の流布や、いわゆるネットいじめなど）が急増しています。また、特定の国籍や民族等を排斥する趣旨の言動が公然とおこなわれる、いわゆる**ヘイトスピーチ**の問題が顕在化し深刻化しています。2016年（平成28年）6月3日、**ヘイトスピーチ対策法**（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）が施行されました。その実効性を疑問視する見方がある一方、国や自治体に対策を促す根拠になると期待する声も出ています。

今後においても、さらなる社会環境の急速な変化や価値観の多様化などに伴い、人権問題はさらに多様化、複雑化していくものと考えられます。このような状況のもと、これまでの取り組みの成果を生かし、国際的な人権尊重の流れや方向性を基準として、引き続き、国、京都府の取り組みと連携しながら、「木津川市人権教育・啓発推進計画（第2次）」を施策の基本的指針として、木津川市において基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図り、人権尊重理念の普及と、さまざまな人権問題の解決に向けた取り組みを推進していく必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

人権とは、人間の尊厳に基づく固有の権利として、すべての人が生まれながらに持っているもので、人間らしく生きていくために必要な、誰からも侵されることのない基本的権利とされています。

木津川市では、すべての市民が豊かで人間性にあふれた社会のなかで平和な生活を営むためには、人権が守られ、尊重されなければならないということを基本認識としています。

2008年（平成20年）、それまでの取り組みを継承・発展させた「**木津川市人権教育・啓発推進計画**」（以下、「第1次計画」という。）を策定し、これを人権教育・啓発の基本指針として、保育所・幼稚園、学校、地域社会、家庭、企業・職場などあらゆる場を通じて人権教育・啓発の推進に努めるとともに、人権強調月間、人権週間などにおける啓発活動、人権擁護委員活動との連携、人権に関する講演会の開催などを通して、さまざまな人権問題に対する市民の正しい認識や人権尊重の理念に対する理解を深めるため、取り組みを進めてきました。

このような取り組みにより、市民の人権意識は高まりを見せている一方、同和地区出身者や外国人等に対する偏見や差別、配偶者等からの暴力、子どもや高齢者、障害のある人等への虐待などが依然として存在しています。また、少子高齢化や高度情報化、国際化・グローバル化の進展、経済格差の拡大など、社会情勢や国際情勢は刻々と変化し、人々の意識の変化なども反映して、新たな問題が顕在化するなど、人権問題は多様化、複雑化しています。人権が尊重される社会の実現に向けて、今後とも人権教育・啓発のより一層の推進が求められています。

こうした状況のなか、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえ、引き続き、人権教育・啓発に関する施策を総合的・計画的に進めるため、その基本指針として、第1次計画を改定するものです。

2 計画の目標及び性格等

（1）計画の目標

本計画は、第1次計画に基づくこれまでの取り組みを継承・発展させ、**あらゆる人々が、あらゆる機会に人権教育・啓発に参加することにより、人権という普遍的文化を木津川市において構築すること**

を目標とします。

なお、「人権という普遍的文化が構築された社会」とは、人権尊重を日常的な生活の習慣として身につけ、実践できるという意識が社会全体及び日常生活の隅々にまで浸透した人権感覚の豊かな社会であると考えています。

（２）計画の性格

本計画は、人権教育・啓発推進法に基づき、木津川市が今後実施する人権教育・啓発の推進に関する基本方針を明らかにし、施策の方向性を示すものです。

（３）人権教育・啓発について

人権教育について、国連は、「人権教育のための世界計画」第３フェーズ行動計画において、「人権という普遍的文化を構築するためにおこなうあらゆる学習、教育、研修及び情報に関する取り組み」としており、本計画で用いる「人権教育・啓発」も同様の意味として用いています。

一般的に「教育」と「啓発」は、使われる場面によって重なり合う部分があり、両者は、明確に区分されるものではありませんが、効果的な方策を提案する実践的な観点から、必要に応じて人権教育と人権啓発を使い分ける場合があります。

人権教育・啓発推進法第２条では、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養（かんよう）を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。」としています。

３ 人権教育・啓発推進の視点

本計画における人権教育・啓発は、人権意識の高揚を図るために実施してきたこれまでの人権教育や啓発活動並びに第１次計画の取り組みの成果も踏まえ、次の点に留意して推進します。

① 一人ひとりを大切にし、その可能性を伸ばす人権教育・啓発

誰もが自分らしく生きていくことができるための態度や技能を身につけることができるとともに、一人ひとりが社会に参画し、自己決定や自己実現を尊重できる環境を整え、将来を切りひらいていく力をのばすための取り組みを推進します。

また、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等により不当に差別されることなく、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう、また、自分を大切に

することと同じく、他人も大切にすることができるよう、一人ひとりを大切に
した取り組みを推進します。

② 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発

一人ひとりの人権を守るためには、人と人がつながり支え合うことが大切
であり、お互いの個性や価値観の違いを認め合う相互理解と寛容のもとで、い
きいきと生活できる地域となるような共生社会の実現をめざす取り組みを推進
します。

また、今日の社会においては、あらゆる環境にある人々と共生していくこと
ができなければ、人権の尊重もあり得ないことから、そうしたひろがりを持った
視点から人権をとらえることができるよう取り組みを推進します。

③ 生涯学習としての人権教育・啓発

人権教育・啓発とは、人の生涯にわたる学習活動であり、また、その学習活
動を支援するための学習環境や学習機会等を整えていくことでもあります。市
民が生涯のあらゆる機会を通じて人権について学習することができるよう取
組みを推進します。

④ 自分のこととして考える人権教育・啓発

人権教育・啓発を推進していくためには、人権が市民一人ひとりの生活と深
くかわり、自分自身の課題としてとらえるべきものであるという認識を深め、
地域、職場等で身近な人権問題の解決に向けて実践できる態度や技能を身に付
けることができるよう取り組みを推進します。

また、これまで育まれてきた伝統や文化等については、さまざまな生活の知
恵などとして伝えていきたいものも多くあります。一方で、私たちがこれまで
当然のこととして受け入れてきた風習や世間体などの身近な問題についても、
人権尊重の視点からとらえ直すことも重要です。

4 計画の推進

(1) 計画の目標年次

本計画の目標年次は、2025 年度（平成 37 年度）とします。

計画期間中の社会情勢の変化等により、必要に応じて計画の見直しをおこな
うものとします。

（２）推進体制等

- ①**木津川市人権教育・啓発推進本部**により、関係各課が緊密な連携を図りながら総合的に本計画を進めます。
- ②本計画を実現するためには、市民一人ひとりの理解と協力が必要不可欠であることから、本計画の趣旨が広く市民に浸透するよう、さまざまな機会をとらえ、積極的に周知を図るとともに、人権教育・啓発に係る施策等についての市民意識の把握に努めます。
- ③本計画の趣旨を諸施策に反映させるとともに、国や京都府の取組状況を見極め、必要に応じて計画の見直しをおこないます。
- ④広域的な啓発推進の見地から、京都府や近隣市町村と連携を図って、**人権強調月間（８月）**や**人権週間（１２月４日～１０日）**等において効果的な啓発活動が実施できるように努めます。
また、関係団体、企業、**NPO**等の民間団体における自主的、積極的な取り組みの展開を期待するとともに、行政と各実施主体とが対等なパートナーとして協働する関係の構築をめざします。
- ⑤本計画の趣旨を踏まえ、木津川市の諸施策の推進にあたっては、常に人権尊重の視点に配慮することとします。

第3章 人権問題の現状等

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があります。

社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害などによる不当な差別はその一つの典型ですが、そのほかにも弱者に対するいじめや虐待、プライバシーの侵害などがあります。

我が国では、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に関するさまざまな施策が推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存在しています。

このようなさまざまな人権問題が生じている背景について、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「人々のなかに見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識の存在等」があげられています。また、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化などもその要因となると考えられる」とされています。

人権教育・啓発は、市民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会のなかで弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態や原因について正しく把握・理解するとともに、複合した要因により発生することによって、重層化・複雑化している可能性があることを考慮して、あらゆる場や機会を通じて、解決に向けた展望をしっかりと持って総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取り組みにより、**ユニバーサルデザイン**（誰もが使いやすい設計）の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、「法の下の平等」、「個人の尊厳」といった普遍的な視点から学習を進めるとともに、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からも、発達段階に応じて理解と認識を深めながら、課題解決に向けた実践的な態度が培われるよう、関係機関と十分な連携を図って、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

また、近年、特定の国籍や民族等を排斥する趣旨の言動が公然とおこなわれる、いわゆるヘイトスピーチの問題が社会的な関心を集めており、こうした行為が、外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題となっています。人を誹謗中傷し、排除するような行為は許されるものではありません。法律による対応も含め、実効性のある対策等を国に求めるとともに、啓発活動を充実し、人々がお互いの人権を尊重し多様性を認め合い、より一層信頼の絆で結ばれた社会の実現をめざします。

1 同和問題

（現在までの取り組み）

1965 年（昭和 40 年）の同和対策審議会答申では、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である」という認識を示しました。

この答申の精神を踏まえ、1969 年（昭和 44 年）の同和対策事業特別措置法施行以来、国や京都府とも連携しながら、33 年間にわたり、特別法による対策事業を実施してきました。

また、同和教育については、1963 年（昭和 38 年）に「同和教育の基本方針」が、京都府教育委員会において策定され、その趣旨に基づき、今日まで同和問題の解決をめざす教育を推進してきました。

こうした同和問題に関わる差別や偏見の解消をめざした総合的な施策が展開された結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了し、さまざまな面で存在していた格差が大きく改善されるなど、特別法による対策事業は、おおむねその目的を達成できる状況になったことから、2002 年（平成 14 年）3 月末日をもって終了し、産業、就労、教育等の残された課題については、現行制度を的確に運用することにより対応することとなりました。

（現状と課題）

こうした取り組みなどにより、同和地区出身者に対する差別意識や偏見についても、解消へ向けて進んでいるように見えます。しかしながら、結婚に関わる問題を中心に依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理面の課題が、**戸籍謄本等不正取得事件**などのほか、インターネット等を利用した悪質な差別的情報の流布として顕在化する事例が見受けられます。

一方、産業面においては、産業構造として建設業等特定の業種や小規模零細

業者の比率が大きいなどの状況があり、国や地方公共団体の財政状況の悪化による公共事業の抑制や長引く不況の影響により、厳しい経営環境に置かれています。

就労面においては、先行き不透明な景気動向や依然として高い失業率など、全国的に非常に厳しい雇用情勢の影響を受けている状況にあります。

教育の分野においては、豊かな人権意識を育み、教育の機会均等などを実質的に保障する観点から、生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かい指導と地域や家庭と連携した取り組みが求められています。

（施策の方向性）

同和問題の解決へ向けた今後の取り組みについては、1996年（平成8年）の**地域改善対策協議会**の意見具申が示した、

- ①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと
- ②同和問題などさまざまな人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること
- ③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること
- ④同和問題は過去の問題ではなく、人権に関わるあらゆる問題の解決につなげていくという、ひろがりを持った現実の課題であること

という基本認識のもと、これらを人権問題の重要な柱として、課題の早期の解決をめざして、これまで展開してきた取り組みの成果等を踏まえ、引き続き現行制度を的確に運用して取り組みを推進します。

そのためには、同和問題解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担ってきた隣保館（人権センター）を、今後も周辺地域を含めた地域社会のなかで、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして幅広く活用することが重要であり、京都府とも十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業を通じて地域のニーズを的確に把握したうえで、必要な施策を適切に実施するなど課題解決に向けた取り組みを推進します。

また、差別意識や偏見を解消するため、人権尊重の視点から効果的な教育・啓発活動を積極的に推進するとともに、人権センターや公民館等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、さらに工夫した取り組みを推進していく必要があります。

2 女性

（現在までの取り組み）

女性の人権問題については、1975 年（昭和 50 年）の国際婦人年を契機に女性問題に対する社会一般の認識が深まり、これ以降、国際婦人年の目標達成のため、1977 年（昭和 52 年）の国内行動計画の策定や、1985 年（昭和 60 年）の女性差別撤廃条約の批准、1986 年（昭和 61 年）の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律〔**男女雇用機会均等法**〕」の施行など、各種法律や制度の整備が図られてきました。

また、1995 年（平成 7 年）の第 4 回世界女性会議において採択された**北京宣言**で「女性の権利は人権である」とうたわれ、それらを背景に 1999 年（平成 11 年）には、**男女共同参画社会基本法**が施行されました。

こうしたことにより、男女の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現が「我が国の最重要課題」であると位置づけられ、2015 年（平成 27 年）には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律〔**女性活躍推進法**〕」が施行されました。

さらに、女性に対する暴力などの急増から、2000 年（平成 12 年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律〔**ストーカー規制法**〕」、2001 年（平成 13 年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律〔**DV 防止法**〕」が制定されました。

京都府では、2004 年（平成 16 年）に、京都府における男女共同参画の推進の基本理念を定め、京都府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、京都府の施策に関し必要な事項を定めた、「**京都府男女共同参画推進条例**」が施行され、施策の充実が図られました。

2011 年（平成 23 年）には、「**KYŌのあけぼのプラン（第 3 次）**」が策定され、2016 年（平成 28 年）に、その間の社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、同プランの後期施策が策定されました。

木津川市においては、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成をめざした施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「**木津川市男女共同参画推進条例**」を、2007 年（平成 19 年）3 月の合併と同時に施行しました。

2010 年（平成 22 年）には、「**木津川市男女共同参画計画～新・キラリさわやかプラン～**」を、2015 年（平成 27 年）には、同計画の後期計画を策定し、人権尊重の視点に立った男女共同参画社会の実現に向けた施策を進めてきました。

（現状と課題）

女性の人権問題の現状は、依然として性に起因する暴力や**ジェンダー**を背景とした差別的扱い、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保などの課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とは言えない状況にあります。

内閣府男女共同参画局の調べによると、2014 年度（平成 26 年度）の「男女間における暴力に関する調査」では、「配偶者からの被害経験」について、約 5 人に 1 人（20.3%）の女性が、「ある」と回答しており、前回調査の約 3 人に 1 人に比べて減少傾向にあります。

しかし、配偶者暴力相談支援センターにおける DV 相談件数は、2014 年度（平成 26 年度）には、全国で 102,963 件と年々増加し、10 年間で約 2 倍に増えています。また、減少傾向にあったセクハラに関する相談件数については、2014 年度（平成 26 年度）は 11,289 件と前年度に比べ、大きく増加しています。

性別による人権侵害については、京都府男女共同参画推進条例第 14 条や木津川市男女共同参画推進条例第 7 条などにおいて明確に禁止されているところですが、人権教育・啓発を通して、女性の人権の尊重に努めるとともに、こうした行為の防止や被害を受けた人に対する支援措置を講じていく必要があります。

また、男女格差を表す国際的な指数である **ジェンダー開発指数**では、2013 年（平成 25 年）において、日本は 148 か国中 79 位となっています。

（施策の方向性）

我が国においては、日本国憲法で個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取り組みが推進されてきましたが、依然として、性に起因する暴力やジェンダーを背景とした差別的扱いなどの課題が残されています。

木津川市では、こうした認識のもと、2015 年（平成 27 年）に策定した、「木津川市男女共同参画後期計画～新・キラリさわやかプラン～」において、その基本目標として、以下の 5 点を掲げ、引き続き必要な施策を総合的に実施し、女性の人権が尊重される社会の実現に努めていきます。

- ①人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり
- ②男女がともにいきいきと働ける環境づくり
- ③男女共同参画による地域社会づくり
- ④健康づくりの推進と福祉の充実
- ⑤国際化に対応した心豊かなまちづくり

DV やセクハラなど、女性に対するあらゆる暴力や差別の根絶をめざし、人権

教育・啓発を通じて人権侵害行為の防止に努めるとともに、京都府など関係機関との連携のもと、相談・支援体制の充実に努めていきます。

3 子ども

（現在までの取り組み）

国連総会で、1989年（平成元年）に採択された、子どもの権利条約では、子どもには、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」により、特別な保護や援助を受ける権利があるとしています〔日本の批准は、1994年（平成6年）〕。

国では、子どもを安心して産み育てることができる環境整備をするために、1994年（平成6年）に「エンゼルプラン」、1999年（平成11年）に「**新エンゼルプラン**」が策定され、2000年（平成12年）には、深刻化する児童虐待の問題に対応するため、「児童虐待の防止等に関する法律〔**児童虐待防止法**〕」が制定されました。

2003年（平成15年）には、次代の社会を担う子どもを健やかに産み育てる環境整備を図るため、**次世代育成支援対策推進法**が制定され、2010年（平成22年）には、「**子ども・子育てビジョン**」が閣議決定されました。また、2012年（平成24年）には、**子ども・子育て支援法**をはじめとする、**子ども・子育て関連3法**が制定され、これらの法律に基づき、「**子ども・子育て支援新制度**」がスタートすることになりました。

京都府では、2009年（平成21年）策定の「**青少年すこやか育成プラン**」や、2015年（平成27年）策定の「**京都府子育て支援新計画～未来っ子いきいき応援プラン**」などに基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された状況のなかで、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進しています。

木津川市では、2010年（平成22年）に、市として統一した子育て支援サービスを展開するための総合的指針となる「**木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）**」を策定しました。また、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、2015年（平成27年）に、「育てよう未来にはばたく子どもたち～子育て支援 No.1 のまちを築こう～」をスローガンに、子ども・子育て支援のニーズを反映した子育て支援施策の計画的かつ総合的な計画として、「**木津川市子ども・子育て支援事業計画**」を策定しました。

（現状と課題）

近年の急激な少子化は、子ども同士のふれあいの機会を減少させ、自主性や

社会性が育ちにくい状況をもたらし、また、家族の形態等の変化などにより、子育てにおいて、各家庭での発達段階に即した適切な対応力も低下していると考えられます。地域社会においても、地域社会全体で子どもを育てるという意識が薄れてきている傾向にあると考えられます。

一方で、京都府の児童相談所における児童虐待相談件数が近年急増するなど、子どもにとって重大な権利侵害である児童虐待をはじめ、児童買春・児童ポルノなど子どもに関わる犯罪の増加、また、インターネットや携帯電話の著しい普及による有害情報の氾濫やいわゆるネットいじめなど、子どもの人権を取り巻く状況は深刻化しています。

1951年（昭和26年）の**児童憲章**や1994年（平成6年）に批准された、子どもの権利条約において、子どもを権利行使の主体と認め、意見表明権などが保障されるべきものとなっていますが、依然として、社会においてそのような認識が十分とはいえません。

子どもや青少年一人ひとりの人権を最大限に尊重するなかで、人権に関する正しい理解と認識を深めるとともに、他者の立場を尊重し、違いを個性として認め合えるような人として成長できる環境づくりを進める必要があります。

また、**子どもの貧困率**が2012年（平成24年）時点で過去最悪の16.3%となり、子どもの6人に1人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている状況です。子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要です。

（施策の方向性）

子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された環境のなかで、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりをさらに推進していきます。

同時に、子どもへの虐待の未然防止や虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮らせる環境づくりの取り組みや、各家庭で発達段階に即した適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を図ります。

また、子育て家庭の孤立化や子育てへの負担感が、子どもへの虐待の要因となる場合もあることから、地域や社会全体で子育て家庭を支援する取り組みを推進するとともに、非行やいじめ、不登校については、それらの未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。特に、いじめについては、**木津川市いじめ防止等基本方針**に基づいた具体的な取り組みを推進するとともに、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制を強化し、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した取り組みの充実を図ります。

インターネットや**SNS**でのいじめについては、京都府による「**ネットいじ**

め通報サイト」や不適切な書き込みなどの検索・監視をおこなう「**学校ネットパトロール**」を活用し、また、「**京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会**」への参加により、京都府、京都地方法務局と京都府内市町村とが連携して人権侵害に対応する態勢をとっています。

暴力行為については、警察と連携した非行防止教室や課題を抱える子どもへの個別支援、学校の生徒指導体制の強化などの取り組みを推進します。

子どもの貧困対策については、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」第9条に基づき、2015年（平成27年）に策定された、「**京都府子どもの貧困対策推進計画**」により、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現をめざした総合的な取り組みを進めます。

木津川市では、「子どもの人権の尊重と安全・安心な環境づくり」などを基本目標として掲げた、「木津川市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、必要な施策に取り組みます。

4 高齢者

（現在までの取り組み）

高齢化の進展に伴うさまざまな課題に対応するため、2000年（平成12年）4月から**介護保険制度**が導入されました。

これに伴い、京都府においては、さまざまな高齢者保健福祉施策を総合的・計画的に推進するため、同年3月に、「第1期京都府介護保険事業支援計画」を含む「第2次京都府高齢者保健福祉計画」を策定し、介護基盤の整備や介護サービスの質の向上等について、取り組まれてきました。同計画は、第5次計画から「**京都府高齢者健康福祉計画**」に名称を変え、現在、第7次〔2015年（平成27年）策定〕を数えています。

木津川市では、2015年（平成27年）に、高齢化の進行が加速するなか、誰もが住み慣れた地域で個人の尊厳や生き方が尊重され、自立し安心して暮らせるように、また、高齢者の生活を支えるまちづくりを推進していくという考え方から、「ともに支え合い、いきいきと安心して暮らせる心豊かなまちづくり」を基本理念に、生きがいづくり・地域包括ケアの推進・地域づくりを基本的視点とし、**第7次木津川市高齢者福祉計画・第6期木津川市介護保険事業計画**（以下、「高齢者福祉計画」という。）を策定しました。

（現状と課題）

我が国の高齢化は急速に進展し、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世

帯、また、寝たきりや認知症等、介護を要する高齢者が増加し、今後さらに急増すると予測されています。

敬老の日になんで総務省統計局から発表される、国の高齢者率（総人口に占める65歳以上の割合）は、2015年（平成27年）9月15日現在推計で26.7%となっています。京都府の27.1%、木津川市の22.2%[京都府と木津川市は2015年（平成27年）3月末現在推計]とともに高齢化の進行は顕著となっており、約4人に1人が65歳以上の高齢者となっています。

こうした状況のなかで、高齢者に対する身体的及び精神的な虐待、身体拘束等により、高齢者の人権が著しく侵害される深刻な問題が生じています。

また、高齢者を年齢などにより一律に弱者として判断するといった誤った理解が、高齢者に対する偏見や差別を発生させ、働く意欲のある高齢者についても、雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

（施策の方向性）

高齢者福祉計画は、**団塊の世代**が、要介護等の認定率や認知症などの発症率が高くなる後期高齢期を迎える2025年（平成37年）以降の高齢者介護の姿を見すえ、これまでの計画で開始した地域包括ケアシステム構築のための取り組みを継承・本格化し、同計画以降の介護保険事業計画については、高齢者福祉計画も併せて地域包括ケア計画として位置づけています。

同計画では、以下の3点を基本的視点として設定し、その実現をめざします。

①生きがいつくり

…長年培ってきた経験や知識、技術等を生かした社会参加や社会貢献、生きがいつくりを進め、健康でいきいきと安心して暮らせるまちづくり

②地域包括ケアの推進

…誰もが住み慣れた家庭・地域でいつまでも安心してその人らしく暮らすことができるよう介護・予防・医療・生活支援・住まいに関する支援・サービスの包括的な提供体制の構築

③地域づくり

…高齢者の多様な福祉課題や生活課題の解決に向けて、地域のさまざまな主体によるふれあい・助け合い・支え合いがおこなわれるような心豊かな地域づくり

また、虐待を受けた高齢者の保護、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利の擁護や養護者への支援をおこなうため、**京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター**を活用するなど、木津川市のみでなく、京都府などと連携して広域的視点からも同計画の実現をめざします。

5 障害のある人

（現在までの取り組み）

障害のある人に関する施策については、1981年（昭和56年）の国際障害者年を契機として、さまざまな取り組みが実施されてきました。

2006年（平成18年）12月13日に、障害者権利条約が、第61回国連総会において採択されました。国はその批准に向け、2011年（平成23年）に障害者基本法を改正し、障害のある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013年（平成25年）には、障害者差別解消法を制定するなど、同条約の批准に必要な国内法が整備され、2014年（平成26年）に同条約を批准するにいたりました。また、そのほかにも2012年（平成24年）施行の、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律〔**障害者虐待防止法**〕」、2013年（平成25年）施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律〔**障害者総合支援法**〕」など、さまざまな法整備がおこなわれています。

京都府では、2015年（平成27年）に、「**京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例**」が施行され、障害を理由とした不利益取扱いの禁止や社会的障壁の除去のための合理的な配慮の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を通して、共生社会の実現をめざす内容となっています。

木津川市では、2009年（平成21年）3月に、「地域の力で支えあう 安心・生きがいの福祉のまち きづがわ」を理念として掲げ、「木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」を策定しました。その後、国によるさまざまな法整備など、障害のある人を取り巻く環境変化を踏まえ、2015年（平成27年）3月には、「**第2次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン**（以下、「第2次基本計画」という。）及び「**木津川市障害福祉計画（第4期）**」を策定しました。

（現状と課題）

ノーマライゼーションやバリアフリーの考え方は、日常生活に浸透してきています。

障害のある人の「**完全参加と平等**」を実現するためには、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある人もない人もともに生活できるための環境整備と障害に対する正しい知識の普及や啓発の推進が必要です。

障害のある人の自立意識や社会参加、生活向上の意識は高まっていますが、障害についての十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、本人や家族が差別的な言動を受けるなどの人権侵害を受けたり、障害のある人の自立や社会参加がさまたげられたりする事象も依然として発生しています。

（施策の方向性）

2016 年（平成 28 年）4 月 1 日に施行された障害者差別解消法は、障害者に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を求めています。

障害のある人が、社会、経済、文化等各分野にわたり、平等に参加、活動することのできる社会の実現を図るため、第 2 次基本計画などに基づき、今後とも、障害及び障害のある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくりや、障害者スポーツの普及・振興、文化芸術活動を推進し、生活環境の整備、雇用・就業機会の確保などの取り組みを推進します。

また、障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に向けた取り組みを推進します。

木津川市は、「ともに支える地域づくり」、「安心して暮らすことができる生活環境づくり」、「子どもの成長と自立した社会参加の仕組みづくり」を基本テーマとした第 2 次基本計画と、「障害のある人の自己決定と自己選択の尊重」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」、「総合的なサービス提供の推進」を基本理念とした、「木津川市障害福祉計画（第 4 期）」に基づき、福祉のまちづくりを推進し、「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障害のある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」などを施策の大きな方向性とし、今後の施策を推進していきます。

6 外国人

（現在までの取り組み）

京都府では、2005 年（平成 17 年）に、海外人材の招致、多文化共生をめざした「**KYŌの海外人材活用プラン**」が策定され、留学生等海外からの人材活用にポイントを絞った施策が推進されました。

その後、グローバル化のさらなる進展、厳しい自治体の財政状況、世界的な金融危機に端を発した世界的規模の景気低迷など、国際的な社会・経済情勢は大きく変化して、国際交流についての新たな指針となるプランを策定する必要性が出てきたことから、2009 年（平成 21 年）に、京都ならではの特色を活かした国際交流を進めるための指針として「**明日の国際交流推進プラン**」が策定され、2011 年（平成 23 年）に改定されました。

木津川市では、**木津川市国際交流協会**などと連携し、幅広い国際交流の取り組みを進めるなかで住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的とし、さまざまな活動をおこなっています。

（現状と課題）

国際化の進展によって外国から日本へ来る人の数は年々増加しています。そうしたなかで、日本で生活することとなった外国籍の人々については、言葉や生活習慣の違いから、住居、保健、医療、教育、労働、地域との交流など、日常生活を送るうえでさまざまな問題が生じています。また、相互理解が不十分であることによる偏見や差別などの問題もあります。特に在日韓国・朝鮮の人々に対しては、日本国籍を取得した人も含めて、依然として人権侵害が発生している状況です。

近年、特定の国籍や民族等を排斥する趣旨の言動が公然とおこなわれる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。こうした行為は、広く国民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにつながることから、2016年（平成28年）6月3日、ヘイトスピーチ対策法が施行されました。引き続き、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識をひろめていく必要があります。

木津川市における外国人登録者数は、2016年（平成28年）3月31日現在488人で、木津川市の人口に占める割合は約0.7%となっています。

多国籍化・多民族化が進展するなかで、外国籍住民が快適で安心・安全に暮らせる地域づくりを推進するとともに、相互に理解を深め、人権を尊重して共生していく社会を築いていくことが重要になっています。

（施策の方向性）

今後ますます進むと考えられる国際化の流れのなかで、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取り組みなど、地域での「つながり」を深め、民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進めていきます。

市民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識や、外国籍住民等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、国や京都府などと連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

また、外国籍住民が地域の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、地域の活性化や国際化の大きな力となると考えられます。

今後とも、国籍に関係なく、相互の人権を尊重し合う「心の国際化」を推進するとともに、京都府をはじめ、関係機関やNPOなどとの連携・協力による共生社会の実現に向けた取り組みを推進します。

7 患者等

さまざまな感染症や難病などにより、その患者や家族などが、病気に対する誤った知識や理解不足により偏見や差別を受け、精神的な負担となっている場合があります。

とりわけ、**エイズ**や**ハンセン病**については、次のような現状と課題があり、京都府や関係機関等と連携し、偏見や差別の解消に向けて取り組んでいます。

(1) エイズ（AIDS、後天性免疫不全症候群）

（現在までの取り組み 及び 現状と課題）

エイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別が根強く存在していることから、**世界保健機関（WHO）**では、毎年12月1日を「**世界エイズデー**」と定め、世界的レベルでのエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでおり、京都府においても、12月を「京都府エイズ予防月間」として普及啓発に取り組まれています。

また、エイズ治療拠点病院等連絡会議を設置（全国を8ブロックに分けて設置）し、エイズ対策に関わる専門家から幅広く意見を聴取するなど、関係機関や団体と連携した総合的な政策が展開されています。

新規エイズ患者・HIV感染者の報告数は増加傾向にあり、最近の傾向として、性的接触による感染のひろがりが増著になってきているという特徴があり、感染経路による感染者に対する偏見や差別が、感染者を潜在化させ、その結果さらなる感染の拡大につながる危険性も指摘されており、こうした偏見や差別が感染者の就労などの社会生活に影響するといった問題もあります。

（施策の方向性）

HIV感染者が若年層にひろがる傾向にあることから、学校教育や社会教育においてもエイズに対する正しい知識の普及を推進するとともに、偏見や差別をなくすための啓発活動や、HIV感染者が採用時や職場内において、不当な扱いを受けることがないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりをめざした総合的な取り組みを推進します。

(2) ハンセン病

（現在までの取り組み 及び 現状と課題）

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。

しかしながら、ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。これに対し国は、隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」を、2001年（平成13年）に成立させました。

しかし、2003年（平成15年）に**ハンセン病元患者の宿泊拒否問題**が生じるなど、依然として、根深い社会的な偏見や差別の存在が顕在化し、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要といえます。

そして、2009年（平成21年）には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律〔**ハンセン病問題基本法**〕」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

（施策の方向性）

今後とも、ハンセン病に関する正しい知識を普及させ、偏見や差別を一刻も早く解消するため、効果的な啓発活動を推進します。

8 犯罪被害者等

（現在までの取り組み）

犯罪被害者とその家族又は遺族（以下、「犯罪被害者等」という。）は、事件等による直接的な被害だけでなく、事件等に遭遇したことによる心身の不調、司法手続きの過程等で受ける精神的・時間的・経済的負担、また、周囲の人間から受ける精神的苦痛などの二次的被害を受けています。

京都府においては、2004年（平成16年）に犯罪被害者等の支援施策を盛り込んだ「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」が制定され、2008年（平成20年）には、犯罪被害者等に総合的な支援をおこなうことを目的として、「**京都府犯罪被害者サポートチーム**」が立ち上げられました。

木津川市では、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、「**木津川市犯罪被害者等支援条例**」や関係規則等を、それぞれ2012年（平成24年）に施行しました。また、2015年（平成27年）には、公益社団法人**京都犯罪被害者支援センター**と連携協力に関する協定を締結しました。

（現状と課題）

犯罪被害者等が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判に関する対応など極めて多岐にわたるため、警察のほか、検察庁、弁護士会、日本司法支援セ

ンター、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局や相談機関、民間被害者支援団体等による「被害者支援連絡協議会」が都道府県単位で設置され、犯罪被害者支援のための相互の連携を図っているほか、個々の事案において犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援をおこなうため、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）が各地に構築されています。

（施策の方向性）

今後とも、警察をはじめ関係機関と連携し、地域全体が被害者をサポートできる環境づくりに努めます。

9 さまざまな人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるようなさまざまな人権問題が存在しています。

○ ホームレス

近年の我が国の経済情勢、雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスになることを余儀なくされている人が、都市部を中心に存在しており、多くの場合、公園、河川、道路、駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、食事の確保や健康面での問題、一部には地域住民とのあつれきが生じることなどから、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決するためには、その人権に配慮し、地域社会のなかで自立した日常生活が可能となるよう住宅、就労、医療などのさまざまな支援が必要であり、2002年（平成14年）に制定された**ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法**を受け、2004年（平成16年）に策定された「**京都府ホームレス自立支援等実施計画**」に基づき、関係団体が連携・協力しながらホームレスの自立支援に努めてきました。

生活保護にいたる前の生活困窮者に対し、包括的な支援を実現できるよう**生活困窮者自立支援法**が2015年（平成27年）から施行されており、同法に基づく生活困窮者自立支援制度を適正に適用し、京都府などと連携を図りながら、生活困窮者の自立支援を推進します。

○ 性同一性障害、性的指向（LGBT）

性同一性障害とは、生物学的な性（からだの性）と**性の自己意識**（こころ

の性) が一致していないため、社会生活に支障がある状態をいい、世界保健機関 (WHO) の**国際疾病分類**に位置づけられています。また、性的指向とは、同性愛や両性愛など、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。

性同一性障害のある人は、公的な書類 (戸籍・住民票・パスポート等) の性別が外見や社会生活上の性別と食い違っているため、さまざまな偏見や差別を受けることがあります。

2004 年 (平成 16 年) には、「**性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律**」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、学校に対しては、性同一性障害などの児童・生徒への配慮等を求める国からの通知がなされています。

性同一性障害のある人や同性愛者など (いわゆる **L G B T**) に対する社会の理解はいまだ十分とはいえず、社会生活のさまざまな場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する市民の理解を深め、性同一性障害や性的指向等にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識をひろげるための教育・啓発を推進します。

○ 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲はあっても、住民の意識のなかに根強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引き受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発の推進に努めます。

○ アイヌの人々

アイヌの人々については、民族の歴史や文化、伝統や現状などについて理解を深めるとともに、その先住性にも留意し、知識の普及及び啓発の推進に努めます。

○ 婚外子

婚外子 (嫡出でない子) については、相続権等の法的な問題が指摘されており、戸籍上の続柄の記載については、嫡出子と同様の記載にするよう、戸籍法施行規則が改正されたところですが、偏見や差別を受けることがないよう啓発の推進に努めます。

○ 識字問題

貧困あるいは歴史的経過によって教育を受ける機会が保障されなかった人々に対する**識字**の問題があります。2003年（平成15年）からの「国際識字の10年」を通して、国や京都府の動向も踏まえながら、この問題の解決に向けた取り組みの推進に努めます。

○ 北朝鮮当局による拉致問題

北朝鮮当局による拉致問題は、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な人権問題です。国や地方公共団体の責務として、拉致問題の解決に向け、この問題に関する国民世論の啓発の推進に努めます。

人権問題は、例示した範囲にとどまるものではなく、例えば東日本大震災の際には、福島第一原子力発電所の事故の影響により、被災した人々に対する差別や風評被害などの問題が浮かび上がりました。また昨今、各地で多発している台風や豪雨、地震等による被害において、高齢者や障害のある人、乳幼児など災害時要配慮者の避難対策が喫緊の課題となっています。災害時要配慮者を安全に避難させ、避難生活を適切に支援できるよう、訓練の実施や人材の育成、**福祉避難所**の整備等の取り組みを推進する必要があります。

今後、世界の状況、社会情勢の変化や科学技術の発展などに伴い、さまざまな人権問題が顕在化することも想定されます。

木津川市では、差別をなくし、あらゆる人々の尊厳が日常的に確保されるような人権文化の構築をめざして人権教育・啓発の取り組みを推進し、人権尊重思想の普及・高揚に努めます。

10 社会情勢の変化等により顕在化している人権に関わる課題

○ インターネットによる人権侵害

情報化の進展に伴うインターネットの普及は、スマートフォンの普及や、SNS等のさまざまなサービスにより、私たちの生活を便利で豊かなものにする一方で、情報発信の匿名性を利用して、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現、ネットいじめの横行など、人権に関わる問題が多数発生しています。

2002年（平成14年）には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律〔**プロバイダ責任制限法**〕」が施行され、インターネット上など情報の流通において権利の侵害がおこなわれた場合に、被害者が**プロバイダ等**に対して発信者情報の開示を請求する権利を与えるこ

とが規定されており、同法の周知を図るとともに、憲法が保障する表現の自由に十分配慮しながら、人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、京都府や法務局と連携して、当該情報の削除要請を申し入れるなど、個別的な対応を図っていきます。

インターネットやSNSでのいじめについては、「ネットいじめ通報サイト」、「学校ネットパトロール」、「京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会」などを活用し、京都府、木津川市やその他府内市町村、法務局、警察などが連携して人権侵害に対応する態勢をとっています。

○ 個人情報の保護

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活にさまざまな利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりするなど、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

2003年（平成15年）に、個人の権利利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務を定めた「**個人情報の保護に関する法律**」が制定され、この法律によって、事業者は、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられました。

木津川市では、「**木津川市個人情報保護条例**」を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の実施に当たっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識をひろげるための教育・啓発に取り組みます。

身元調査については、個人に関する情報を本人の了解なく調査することは、結婚や就職において重大な人権侵害に関わる極めて深刻な問題であり、身元調査をおこなうことや依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー等の侵害となるおそれがあることについて、市民や関係者への啓発を推進します。

木津川市においては、2014年（平成26年）に、**事前登録型本人通知制度**を導入しましたが、この制度をより有効なものとするため、さらなる普及に向けて今後とも周知・広報を実施していきます。

○ 安心して働ける職場環境の推進

2007年（平成19年）に策定された「**仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章**」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひと

りがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。その実現のためには、長時間労働の是正など働き方の見直しや仕事と育児・介護の両立を支援し、働きやすい職場環境の整備をする必要があります。

また、職場でのセクハラや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つける**パワー・ハラスメント**（パワハラ）の顕在化、妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇をおこなう**マタニティ・ハラスメント**（マタハラ）が問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる、いわゆるブラック企業の存在が社会問題化しています。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、企業の実情や労働者のニーズにも配慮しながら、さまざまな行政分野が連携して、企業などに広報・啓発を進めていく必要があります。また、各種ハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、京都府などと連携して企業などに対し、啓発の推進に努めます。

○ 自殺対策の推進

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係などさまざまな社会的な要因が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であると考えられ、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺の原因は、経済・生活問題、健康問題、家庭問題等が考えられますが、誰もが自らの人生のさまざまな場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないことなどから、遺族が偏見に苦しむ場合があります。

悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、ともに生き、ともに支え合う社会を実現できるよう、自殺防止の対策を推進していく必要があることから、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る**ゲートキーパー**など自殺の防止等に関する人材の確保、養成、関係機関と連携し推進に努めています。また、各自治体のホームページ等で、パソコンやスマートフォン、携帯電話で簡単な質問に答えるだけでストレス度をチェックし、チェック結果とともに相談窓口の情報を入手できる「こころの体温計」の設置をしています。

第4章 人権教育・啓発の推進

木津川市においては、前章で掲げたさまざまな人権問題について常に配慮するとともに、人権意識の高揚を図るために実施してきた教育や啓発活動のなかで積み上げられてきた成果も踏まえ、市民それぞれが主体的な取り組みのなかから、以下の3点を実現できるよう、積極的かつ継続的に人権教育・啓発の推進を図ります。

- ① 人権を自分自身に関わる具体的権利として理解することができる
- ② 自分の人権を主張するうえで、他の人の人権にも十分配慮する必要があるという認識を深めることができる
- ③ 人と自然の共生や、国家や世代の枠組みを超えて将来の世代も含めた人類すべてというひろがりのなかで、人権をとらえることができる

また、人権教育・啓発の手法については、「法の下での平等」、「個人の尊厳」といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマやわかりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらして、地域の実情に即した取り組みを進めます。また、人権教育・啓発を通じて、人権に関する法律・制度等についての周知を図ります。

なお、人権教育・啓発は、人々の心の在り方に密接に関わる問題でもあることから、その自主性を尊重し、その内容はもちろん、実施の方法についても、人々の幅広い理解と共感を得られるものとなるよう努めます。

1 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

(1) 就学前の教育・保育施設

(取り組みの現状と課題)

保育所・幼稚園・認定こども園は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な場であることから、**保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領**に基づき、家庭や地域社会と連携して、自立心やお互いを大切にする豊かな人間性を持った子どもの育成に取り組んでいます。

保育所・幼稚園・認定こども園においては、家庭や地域社会と連携して、乳幼児が健全な心身の発達を図り、他の乳幼児との関わりのなかで人権を大切に

する心を育むことが必要です。子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育現場では多様な職種の活躍が期待されていることから、こうした新たに保育に携わる職員を含めたすべての職員が、人権問題についての知識・理解を深めるなど、人権問題や人権教育に関する研修を通して資質の向上を図ることが必要です。

（施策の方向性）

他の乳幼児との関わりの中かで、他人の存在に気づき、相手を尊重する気持ちや思いやりを持つようにすることなど、人権尊重の精神の芽生えを育むことができるよう、遊びを中心とした生活を通して保育・教育活動を推進します。

また、すべての職員が、自ら豊かな人権意識を持ち実践することが必要であることから、人権問題についての知識・理解を深めるなど、研修を通して資質の向上に取り組みます。

（２）学校

（取り組みの現状と課題）

学校においては、人権教育のなかで培ってきた成果や手法への評価を踏まえ、児童・生徒の発達段階に応じ、教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい人権教育を充実させ、家庭・地域社会との連携や校種間の連携を深め、人権教育を推進し、教育活動全体に人権教育を適切に位置づけ、児童・生徒の実態を的確に把握して、教育の機会均等を図り、学力の充実や進路保障に努めています。

また、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重する心を育むとともに、基本的人権の尊重やさまざまな人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培う取り組みを推進しています。

さらに、あらゆる人権問題の解決に向けた意識・態度・実践力の育成に向けて、多くの学習機会を提供し、学習形態の工夫や人権教育資料集・人権教育指導事例集などの有効な活用を図ることにより、教職員に対する研修にも視点をあてながら、人権教育を推進しています。

人権教育については、各々の地域に応じた取り組みが実践されています。児童・生徒が、依然として存在するさまざまな人権問題を自分自身の課題としてとらえ、解決に向けて実践していく技能や態度の育成について、学習したことが知的理解にとどまることなく、人権感覚を効果的に身につけることができるよう、指導方法の工夫や教職員の研修を推進していきます。

（施策の方向性）

学校教育においては、国・府・市町村がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携し合いながら、児童生徒が発達段階に応じ、社会生活を営むうえで必要な知識・技能・態度などを確実に身につけることを通して、人権尊重の精神の涵養（かんよう）が図られるようにしていく必要があります。

学校においては、**学習指導要領**や学校教育の重点、「**木津川市教育振興基本計画**」などに基づき、自ら学び、自ら考える力や豊かな人間性などバランスのとれた「生きる力」を育んでいきます。

こうした基本的な認識に立ち、京都府との連携のもとにあらゆる教育活動を通して、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① 自己を尊重し他者を尊重する共生の態度の育成や、共生社会の実現などを視点とし、一人ひとりを大切にした教育が推進されるよう、学習内容や指導方法の一層の改善に努めます。
- ② 人権教育の指導方法の改善を図るため、学校において人権教育の研究を深めるとともに、効果的な教育実践や学習教材等の収集に努め、それを各学校にひろめていくよう努めます。
- ③ 子どもたちに人権尊重の精神を涵養（かんよう）していくために、各学校が人権に配慮した教育活動等に努めるなど、子どもたちが安心して楽しく学ぶことのできる、人権感覚を育む学習環境の創造に努めます。
- ④ 家庭や地域社会、関係機関との連携や校種間の連携を深め、さらに協力も得ながら、社会性や豊かな人間性を育むため多様な体験活動の機会の充実に努めます。
- ⑤ 体罰の根絶、いじめの未然防止や早期発見・早期解消のために、各種手引き・ハンドブック等を活用し、人権に関わる教職員研修の日常的・系統的な推進に努めます。

（３）地域社会

（取り組みの現状と課題）

地域社会は、さまざまな人々との交流を通じて人権意識の高揚を図り、社会の構成員としての自立を促す大切な場です。

木津川市では、生涯の各時期に応じて、各人の自発的意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、学習教材の整備や学習機会の提供に努めています。また、公民館等の社会教育施設及び女性センターや人権センターなどにおける活動を通して人権教育を推進していく指導者の養成と資質向上に努めています。また、あらゆる人々が住み慣れた地域で健やかに安心して生活できるようさま

ざまな施策を推進しています。

地域社会には、さまざまな人権問題が存在しています。また、人権教育・啓発が十分に行き届いていない場合も考えられ、地域の実情に応じた情報提供や学習機会の提供を支援するとともに、市民のニーズに沿ったテーマ設定による人権教育・啓発を推進することが必要です。

さらに、都市化の進行等により、地域社会の一員としての意識が希薄化している傾向にあると考えられ、青少年をはじめとするあらゆる人々との交流によるボランティア活動等、多様な体験活動を通じた人権尊重の心を培う機会として一層充実させるなど、地域社会が持つ役割の重要性の再認識や市民自らの自主的な取り組みを促すことが必要です。

（施策の方向性）

市民が身近な地域において、さまざまな人権問題についての理解と認識を深め、人権尊重の意識に満ちた地域社会づくりを推進するため、生涯学習の振興のための各種施策等を通じて、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。

そのため、以下の点に留意して人権教育を展開していきます。

- ① さまざまな人権問題についての理解と認識を深めるため、公民館等の社会教育施設及び人権センター等を拠点とし、人権に関する多様な学習機会を提供します。
- ② 学習者のニーズを踏まえながら、学習意欲を高めるような参加型学習のプログラムを取り入れるなど学習内容や方法の工夫・改善を図ります。
- ③ 学校教育との連携を図りつつ、青少年の社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動の機会の充実を図ります。

（４）家庭

（取り組みの現状と課題）

家庭は、子どもが豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担う場であり、すべての教育の出発点でもあります。

日常生活における人権感覚を養うため、家庭教育に関する啓発資料の提供や、学習機会の提供、学習活動の促進を図りながら家庭教育を支援しています。

また、児童虐待など家庭内における暴力等の未然防止や家庭の養育機能の再生強化などをめざすとともに、地域における家庭支援体制の拡充を図るため、

民生委員・児童委員、母子自立支援員などによる相談・問題発見や関係機関によるネットワークの推進に努めています。また、家庭内における児童虐待の未然防止と早期発見や啓発を目的として、関係団体や関係機関による、**要保護児童対策地域協議会**を組織して連携の推進に努めています。

少子化や都市化・核家族化が進むなかで、親の過保護・過干渉、あるいは育児不安、しつけに対する自信の喪失など、家庭の教育機能の低下の問題が指摘されており、そのことが子どもの主体性や自主性を育てるうえで大きな妨げになっていると考えられます。

また、家庭においては、学校や地域など、さまざまな場を通じて学習したことが、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を育むことが求められています。

さらに、家庭内における暴力や虐待といった人権侵害も発生するなど深刻な問題も増加しています。

（施策の方向性）

すべての教育の出発点でもある家庭教育の充実を図るため、親子ともに人権意識が高まり、さまざまな場を通じて学んだ成果が育まれるような家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めます。また、子育てに不安や悩みを抱える保護者等への相談事業や相談体制の充実とともに、家庭内における暴力や虐待などの人権侵害の発生を未然に防ぐために、学校など関係機関との連携により、相談活動機能の充実に努めます。

（5） 企業・職場

（取り組みの現状と課題）

企業（企業により構成される団体を含む）・職場は、その企業活動、営業活動等を通じ、市民生活に深く関わるとともに、地域の雇用の場を確保するなど地域や社会の構成員として人権が尊重される社会の実現に向け、重要な役割を担っています。

木津川市では、企業・職場に対する取り組みとして、人権意識の高揚を図り、人権問題について、正しい理解と認識を深め、日常業務において常に人権に配慮し、その解決に向けた取り組みが推進されることを目的として、啓発資料の配布や講演会の周知等をおこなっています。

各企業においては、経済のグローバル化や高度情報化、地球環境保護など、社会経済情勢の急激な変化のなかで、その社会的責任を自覚し、企業倫理を確立することの重要性が高まっており、その実現に当たって大きな役割を果たす人材の育成が必要となっています。

これらの各企業においては、それぞれの立場で多様な人権教育・啓発が推進されていますが、今後とも、人権が尊重される企業づくりを推進するとともに、就職の機会均等を確保するため、企業・職場内における人権意識のさらなる高揚を図るための取り組みが必要です。

特に、そこに働く勤労者が人権を学習するためには、企業・職場の理解と協力が不可欠であり、企業や各職場内における学習しやすい環境や条件づくりの促進が期待されます。

また、企業活動の実施に伴い、取り扱う個人情報の適正な収集、利用、管理が求められています。

企業は地域社会の構成員でもあり、人権の尊重が、社会からの信頼と企業の発展につながるという認識を企業・職場内に定着させていくことが必要です。

（施策の方向性）

それぞれの企業において、人権尊重意識の高い職場づくりの形成と雇用・労働条件や**労働安全衛生**等の就労環境の整備、個人情報の適正な管理など、企業の社会的責任を果たす取り組みが自主的に推進されるよう、人権教育に係る情報提供などの支援に努めます。

2 人権に特に関係する職業従事者に対する研修等の推進

本計画を推進するためには、あらゆる人を対象に人権教育・啓発を推進することが必要です。

とりわけ、本計画においては、人権に特に関係する職業従事者として、市職員、教職員・社会教育関係者、医療・保健福祉関係者、消防職員、メディア関係者等が、人権に配慮して業務を遂行できるよう、さまざまな研修を通じて人権教育・啓発を重点的に推進することとします。

（1）市職員

（取り組みの現状と課題）

市職員に対しては、人権尊重の理念やさまざまな人権問題の本質について十分に理解するとともに、その現状と課題について認識し、問題解決に積極的に取り組む姿勢を確立することを目標に職員研修をおこなっています。

人権が尊重される社会の実現に向けて、市職員には、一人ひとりが人権感覚を身につけ、常に人権尊重の視点に立って職務を遂行することが求められており、そのためには、人権に関するさまざまな課題をより広く、より深く認識し、

その解決に向けて真摯に取り組むことができる人権意識の高い人間性豊かな職員の育成を図ることが必要です。

（施策の方向性）

市職員に対しては、より高い人権意識の醸成をめざすため、講義・講演方式に加え、自主的な参加意識を促す、討議方式等の研修をおこないます。各種の研修教材の整備及び情報提供をおこない、職員研修や自己啓発において積極的な活用を図ります。

また、活発で効果的な職場研修の一層の推進を図るとともに、公務員として、地域社会においても、さまざまな人権問題の解決に対し積極的に役割を果たすことができる職員の育成に努めます。

（２）教職員・社会教育関係者

（取り組みの状況と課題）

学校における人権教育の推進にあたっては、学校教育の担い手である教職員が、子どもの人権意識の高揚を図るうえで、重要な役割を果たします。そのため、教職員自らが豊かな人権意識を持つことや、人権教育に関する知識・技能を向上させることが不可欠です。

こうしたことから、教職員に対しては、各学校の実態に応じた日常的な研修を基本としながら、人権教育に関する認識の深化と指導力の向上を図っています。また、教育関係機関への派遣研修等により、人権教育推進の中核となる人材を育成しています。

社会教育においては、社会教育関係者が、地域社会における人権教育に関する学習活動を積極的に推進していく役割を担っています。そのため、さまざまな形での指導者研修を通じて、地域社会において人権教育を先頭に立って推進していく指導者の養成及び資質の向上を図っています。

（施策の方向性）

教職員については、各学校における日常的な研修や各種人権研修会への参加を基本としながら、教職員自らが豊かな人権意識を持ち実践すること、さまざまな人権問題についての理解と認識を深めること、人権教育に関する知識・技能を向上させることなど、実践力や指導力の向上を図ります。併せて、子どもの人権に関する問題にも対応できるような教育相談に関する研修の充実にも努めます。

また、研修等を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、子どもへの愛情や教育への使命感、教科等の実践的な指導力

を持った人材を養成していきます。その際、教職員自身がさまざまな体験を通じて視野をひろげるような機会の充実を図っていきます。

なお、社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者としての養成と資質向上を図るための研修の充実に努めます。

（３）医療関係者

（取り組みの現状と課題）

医療は、生命と健康に直接関わるものであり、インフォームドコンセント（十分な説明を受けた上での同意）の徹底等により患者が納得して医療を受けることのできる環境の整備をはじめ、適切な患者の処遇等人権意識の高揚が図れるよう、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者が、それぞれが所属する医療関係団体などにおいて、人権意識の高揚に向けた取り組みがおこなわれています。

医療従事者には、医療に関する高度な専門的知識や技術はもとより、患者の意思を尊重し患者本位の医療を提供することが求められており、また、患者のプライバシーの配慮など患者の人権に対する深い理解と認識が求められるため、人権教育・啓発のさらなる推進が必要です。

（施策の方向性）

患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームドコンセントの徹底や適切な患者の処遇等人権意識の一層の向上を図るため、医療従事者やその他の医療関係者に対する人権教育が推進されるよう支援します。

（４）保健福祉関係者

（取り組みの現状と課題）

市民にとって身近な相談相手であり、子ども、高齢者、障害のある人などと接する機会の多い保育士や生活保護ケースワーカー、民生委員・児童委員、社会福祉施設職員、保健師等の保健福祉関係者に対しては、それらを育成する学校や養成所、研修機関において、人権尊重の意識や態度の形成を目的とした教育がおこなわれており、また、研修や講演会など人権意識の高揚に向けた取り組みもおこなわれています。

保健福祉関係者は、「人」から「人」にサービスを提供することが基本であることから、常にプライバシーの保護をはじめ、人権に対する深い理解と認識のう

えに、人権に配慮した対応が求められており、さらに人権研修に取り組んでいく必要があります。

（施策の方向性）

保健福祉関係者に対する人権研修の充実に努めるとともに、関係団体等による人権研修の充実に支援します。

（５）消防職員

（取り組みの現状と課題）

木津川市に關係する相楽中部消防組合の消防職員については、京都府立消防学校への入校時において各教育課程に応じた人権教育が実施されています。また、人権教育・啓発にかかるさまざまな研修機会の活用や職場内の研修を通じて人権教育が実施されています。

消防職員は、救急輸送や消火活動など、地域住民の生命、身体及び財産を火災などの災害から守ることを任務としており、住民生活と密接にかかわっています。そのため、被災者や患者の人権の尊重、プライバシーの保護に十分配慮する必要があります、消防職員の人権感覚と人権意識の高揚に向けた教育をより一層充実させることが必要です。

（施策の方向性）

消防職員が人権に関する正しい知識を習得し、その重要性を認識して各種消防業務において適切な対応がおこなえるよう、京都府立消防学校をはじめとするさまざまな研修機会の積極的な活用や日常的な研修など人権研修が実施されるよう支援します。

（６）メディア関係者

（取り組みの現状と課題）

メディアは、市民生活と密接に関わることから、市民の人権尊重の意識を形成するうえで大きな影響力を持っています。

メディアは、人権教育・啓発の推進を図るうえで極めて有効な手段であり、関係者の積極的な取り組みが必要です。しかしその一方で、誤った報道・情報発信等をされた場合はその影響力の大きさから、人権に対する影響や権利侵害も非常に大きなものとなり、報道や取材活動・情報発信等に当たっては、人権に常に配慮することが求められます。

なお、国連人権理事会で採択された「人権教育のための世界計画」第３フェ

ーズ〔2015～2019 年（平成 27～31 年）〕において、ジャーナリストやメディア関係者が優先対象とされ、これらの人々の人権の促進及び保護における役割に光を当て、効果的な人権研修の指針を示すことや、研修への支援を促進することなどの重要性を強調することとされています。

（施策の方向性）

メディア関係者に対し、その活動を通して積極的に市民に対して人権尊重の働きかけをおこなうよう要請に努めるとともに、常に人権に配慮した報道等がおこなわれるよう促します。

3 市民を対象とした人権啓発の推進

人権が尊重される社会の実現には、市民、団体、企業など、すべての人々の理解と協力が必要です。

木津川市人権啓発協議会（以下、「啓発協」という。）と木津川市との連携により、市民に対する人権教育・啓発を推進します。

（取り組みの現状と課題）

啓発協は、木津川市誕生以前に合併前の各町で取り組んできた人権啓発事業の成果を活かしつつ、市民、団体、企業等が、人権問題についての正しい認識と人権意識の高揚を図ることを目的に、2007 年（平成 19 年）に発足し、人権研修をはじめ人権文化構築のためのイベントの開催や啓発活動に積極的に取り組んでいます。

また、木津川市では、啓発協への支援や人権強調月間・人権週間の街頭啓発事業、各種研修会の開催、人権啓発資料の配布、人権文化のつどいや人権啓発映画上映会などをおこなっています。

啓発協や木津川市が実施する研修会や講演会などに多くの参加が得られるよう、研修内容の充実や研修形態の工夫が求められます。

（施策の方向性）

市民の人権意識の高揚が図れるよう、啓発協と木津川市との連携を一層強め、人権に関する各種研修事業等の充実に努めます。

第5章 計画の推進

1 指導者の養成

人権教育・啓発を効果的に推進するためには、市民の身近なところで、さまざまな人権に関する課題について正しい理解と認識を深め、人権教育・啓発を推進していく指導者が大きな役割を果たします。このため、今後とも、指導者研修の内容、方法について、体験的、実践的手法を取り入れるなど、創意工夫を図り、指導者の養成に努めるとともに、市民の身近なところで活躍する指導者に対する継続的な情報提供等をおこない、その活動を支援します。

2 人権教育・啓発資料等の整備

人権教育・啓発を推進するためには、何よりも、効果的な学習教材や啓発資料等が必要であるため、今後とも、これまで取り組まれてきた実践的な人権に関する学習活動の成果を踏まえながら、対象者の発達段階や知識、習熟度に応じた学習教材・啓発資料等の開発に努め、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、地域社会、家庭、企業・職場など生涯のあらゆる場面で人権について学ぶことができる条件の整備を推進します。

また、学習教材・啓発資料等の開発にあたっては、日常生活のなかで、当然のこととして受け入れてきた日本特有の風習や世間体などの身近な問題を人権尊重の視点から具体的に取り上げ、自分の課題として考えることを促すことや、人権上大きな社会問題となった事例をタイミング良く取り上げるなど、興味や関心を引き起こすなどの創意工夫に努めます。

3 効果的な手法による人権教育・啓発の実施

人権教育・啓発は、生涯にわたる長期的な過程であり、幼児から高齢者まで幅広い年齢の、そしてさまざまな立場の人々を対象とするものであることから、その活動を効果的に推進していくためには、対象者の理解の程度に応じ、ねばり強くこれを実施することが必要です。

人権教育については、早い時期から人権の大切さを学ぶことが重要であることから、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校教育、社会教育が相互の連携を図りながら推進できるよう、学校・地

域社会・家庭で人権教育に携わっている教職員や社会教育関係者、保護者向けの人権教育資料を有効に活用して取り組みます。

また、人権啓発については、対象となる市民の世代や関心度あるいは理解度に配慮し、身近な問題をテーマとして、広報誌やインターネット等のさまざまなメディアを積極的に活用するとともに、人権強調月間及び人権週間に集中的かつ重点的な取り組みをおこない、人権尊重に関する社会的気運の醸成に努めます。さらに、人権感覚や感性を体得するという観点から、対象者が主体的・能動的に参加できる手法（例えば各種コンクールや**ワークショップ**）なども具体的に検討し、市民が身近な問題として、差別や人権について自由に語り、学ぶことのできる明るく、親しみの持てる内容となるよう工夫します。

4 京都府、近隣市町村、関係団体等との連携

人権教育・啓発を総合的・効果的に推進するためには、啓発協などによる木津川市独自の取り組みだけでなく、京都府、近隣市町村、関係団体及び民間団体との連携が不可欠です。

木津川市においては、京都府が推進している「京都人権啓発推進会議」や、近隣市町村・各人権擁護委員協議会・京都地方法務局で構成する「京都・山城人権啓発活動地域ネットワーク協議会」、山城管内15市町村及び趣旨に賛同する企業や団体で構成する「山城人権ネットワーク推進協議会」などと連携・協力し、さまざまな啓発活動を展開しています。

さらに、NPO等による市民の自発的な社会貢献活動は、これからの地域社会を築いていく上で大きな役割を果たすものであることから、「**京都府社会貢献活動の促進に関する条例**」の趣旨を踏まえ、NPO等が活動しやすい環境の整備に努めるとともに、行政とNPO等が、それぞれの特性や役割に応じて協働していけるよう連携を推進します。

MEMO

用語解説

用語解説

－あ 行－

明日の国際交流推進プラン

2009年（平成21年）12月に策定、2011年（平成23年）12月に改定された、国際交流を推進する京都府の指針。京都府は、海外人材の招致、多文化共生をめざした「KYOの海外人材活用プラン」を2005年（平成17年）に策定し、留学生等海外からの人材活用にポイントを絞った施策の推進に取り組んできたが、国際的な社会・経済情勢は大きく変化し、また、国際交流の担い手として、行政だけでなく、国際交流団体、NPOを中心にさまざまな活動主体（アクター）が活躍するようになってきている状況を踏まえ、「京都の持つ『強み』」や「京都ならではの特色」を活かした国際交流を進めるため、京都府が全庁的に取り組む国際交流についての新たな指針として策定した。

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約

→「人種差別撤廃条約」を参照。

いじめ防止対策推進法

2011年（平成23年）に発生したいじめ自殺事件を踏まえ、2013年（平成25年）9月に施行された法律。「いじめ」についての定義を明らかにするとともに、学校及び学校の教職員の責務などが規定された。

エイズ

後天性免疫不全症候群(Acquired Immune Deficiency Syndrome)のこと。HIVに感染することによって(後天性)、病原体に対する、人間に本来備わっている抵抗力(免疫)が、正常に働かなくなること(不全)によって発症するさまざまな病気(症候群)の総称。

H I V

ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)のこと。HIVは、感染者の血液、精液、膣分泌液、母乳のなかに存在し、性行為、母子感染、麻薬のまわしうちなどの血液感染によって感染する。HIVは、免疫機能を担うリンパ球に入り込み、免疫細胞を壊しながら増殖していき、そして免疫力が低下すると、さまざまな感染症や悪性腫瘍にかかりやすくなる。

S N S

Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。SNSに登録し、誰かとつながり、日記を書いたり、誰かの日記にコメントをつけたりすることで、情報交換や会話を楽しむことができる。

N P O

非営利団体(Non Profit Organization)のこと。一般的には自発的・自主的に社会貢献活動に取り組む団体を指す。なお、こうした団体に簡易な手続で法人格を付与すること等を目的とした特定非営利活動促進法(NPO法)が1998年(平成10年)12月に施行された。

LGBT

性的マイノリティ（性的少数者）を限定的に指す言葉で、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（心と体の性の不一致）の頭文字をとった総称であり、他の性的マイノリティは含まない。

エンゼルプラン（子育て支援のための総合計画）

1994年（平成6年）に文部・厚生・労働・建設各大臣（当時）の合意により、1995年から実施された「子育て支援のための総合計画」。少子化の進展を受け、政府の政策の柱とされている。低年齢児を受け入れるための保育所の増設、時間延長・休日保育などが盛り込まれた。

－か 行－

介護保険制度

1997年（平成9年）に制定された介護保険法に基づき、2000年（平成12年）4月1日から実施されている。

同法では、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付をおこなうため、国民の共同連帯の理念に基づく制度と位置づけられている。

学習指導要領

全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、国が学校教育法等に基づいて定める、教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準。小学校、中学校、高等学校等ごとに、それぞれの教科等の目標や大まかな教育内容を定めている。

学校ネットパトロール

近年、利用者が増えている携帯電話、パソコン、スマートフォンなどによるインターネット利用について、利用者のモラルや、トラブルを防止する対策が十分でない状況であるが、児童・生徒についても、学校裏サイトやプロフィールサイト、ブログなどに誹謗中傷の書き込みなどがおこなわれる「ネットいじめ」や、詐欺などの犯罪の被害といったトラブルが発生しており、教育委員会や学校が、警察などの関係機関などと連携し、対策をおこなう必要が指摘され、その有効な対策の一つとして、児童・生徒が「ネットいじめ」などに巻き込まれていないかの監視を教育委員会などがおこなっている。

完全参加と平等

ノーマライゼーションの理念を踏まえた「国際障害者年」の目標をテーマとして設定された考え方。障害者が、社会生活と社会の発展に完全に参加できるようにすると同時に、他の市民と同じ生活条件の獲得と社会的・経済的発展によって生み出された成果の平等な配分を実現することを意味する。

木津川市いじめ防止等基本方針

いじめ防止等に向けた国や地方公共団体、学校等の責務を明らかにし、その対策の基本となる事項を定めた、2013年（平成25年）9月施行の、いじめ防止対策推進法を受け、木津川市教育委員会では、市全体で積極的にいじめ防止等の対策に取り組み、いじめを許さない学校づくりを進め、すべての児童生徒一人ひとりを大切に、安心して学校生活

を送ることができ、ともに「学び」「喜び」「成長し」未来を力強く生きる子どもの育成をめざして、2014年（平成26年）4月に策定された方針。

木津川市教育振興基本計画

木津川市教育委員会では、豊かな自然環境をはじめ、歴史、文化遺産などの地域資源や豊富な人的資源、とりわけ関西文化学術研究都市の中核地としての立地を活かした、木津川市の教育に関する総合的な計画として、これまで実施してきたさまざまな施策の成果と課題を整理するとともに、理想とする子ども像や教育の目標を明確にし、今後10年間の木津川市における教育行政の基本的な方向を示すために、2014年（平成26年）3月に策定した。

「生きる力をはぐくみ 新しい時代を拓く“きづがわっ子”を目指して」を基本理念とし、「共に『学び』『喜び』『成長し』未来を力強く生きる子ども」を「めざす子ども像」としている。

木津川市国際交流協会（K.I.E.A. = Kizugawa International Exchange Association）

関西文化学術研究都市に位置し発展する木津川市において、幅広い国際交流の取り組みを進めるなかで、住民の国際理解・国際交流活動を促進し、国際化に対応する木津川市の創造と国際親善に寄与することを目的に活動している。

主な活動として、中学生海外派遣事業やサンタモニカ市の中学生との交流、日本語教室、国際交流イベント、語学講座、お料理教室などを実施している。

木津川市個人情報保護条例

個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるとともに、市の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図ることを目的とし制定された。

木津川市子ども・子育て支援事業計画

「育てよう未来にはばたく子どもたち～子育て支援No.1のまちを築こう～」を基本理念とし、2015年（平成27年）3月に策定された。

すべての子どもが、人権を尊重され、かけがえのない存在として認められ、子ども自身が自分を大切な存在だと感じることができるよう生まれ、また、保護者自身も自分を大切な存在だと感じながら子どもと向き合えるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、支えていくことができる、子育て支援全国No.1のまちをめざすことを共通認識とし、市、市民、保護者、企業、子ども・子育て支援事業者、地域団体など地域社会を構成するさまざまな人々が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して子どもと子育て家庭を支援することを目的としている。

木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）

近年の少子化の動向をはじめ、子育てや保育サービス等に対する市民ニーズを踏まえ、子育て関連施策の推進方向や目標事業量、重点施策等を定め、2010年（平成22年）3月に策定された。「第1次木津川市総合計画」を上位計画とする〔計画期間＝2010～2014年度（平成22～26年度）の5年間〕。

数値目標については、国の「新待機児童ゼロ作戦」の最終年である、2017年度（平成29年度）までの目標事業量を算出している。

木津川市障害福祉計画（第4期）

障害のある人の自己決定と自己選択の尊重、総合的なサービス提供の推進、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備、を基本理念とし、保健・医療・福祉をはじめ、教育・就労等の幅広い分野の取り組みなどと連携の強化を図りながら、ニーズを勘案した障害福祉サービス、相談支援・地域生活支援事業についての必要なサー

ビス見込み量とその確保方策についての必要な事項を定めている。2015 年（平成 27 年）3 月に、「第2次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」とともに策定された。

木津川市人権教育・啓発推進計画

2008 年（平成 20 年）3 月に、あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進や、人権に特に関係する職業従事者に対する研修、市民を対象とした人権啓発などを重点項目として策定された計画。

木津川市人権教育・啓発推進本部

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の規定に基づき策定した、「木津川市人権教育・啓発推進計画」を総合的かつ計画的に推進するために、市長を本部長とし、2008 年（平成 20 年）4 月 1 日に設置された。

木津川市人権啓発協議会

市民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが誇りをもって生きることができる平和で明るい木津川市となるために、人権啓発などをおこなうことを目的とし、木津川市が合併した年である 2007 年（平成 19 年）の 8 月 2 日に設立総会を開催し発足した。

同協議会は、趣旨に賛同した市内団体・市民等で構成され、人権研修会や管外研修会などの研修、人権啓発ポスターコンクール、人権啓発映画上映会、人権啓発講演会、人権文化のつどいなどの人権啓発活動などを実施している。

木津川市総合計画

地方自治法第2条第4項を根拠とし、木津川市のまちづくりにかかるすべての計画の基本となるもので、木津川市の行財政運営において、最も上位に位置づけられる計画。2009 年（平成 21 年）3 月策定。

木津川市男女共同参画計画～新・キラリさわやかプラン～

2010 年（平成 22 年）3 月に、「男女がともに輝くまちづくりをめざして」を基本理念とし、その実現に向けて、「男女がともにいきいきと働ける環境づくり」など5つの基本目標を掲げ策定された計画。2015 年（平成 27 年）3 月に後期計画を策定した。

木津川市男女共同参画推進条例

男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、木津川市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成をめざした施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として施行された条例。

木津川市犯罪被害者等支援条例

木津川市における犯罪被害者等（犯罪被害者とその家族又は遺族をいう。以下同じ。）の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の速やかな回復及び軽減を図ることを目的とし、2012 年（平成 24 年）4 月 1 日に施行した。

共生社会

すべての人々が互いに理解をもって共存し、すべての文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

(公社) 京都犯罪被害者支援センター

電話相談、面接相談その他の活動を通じて、犯罪及び犯罪に類する行為、災害等により被害を受けた者並びにその家族及び遺族が抱える悩みの解決及び被害者等の心のケア等を支援するとともに、社会全体が犯罪被害者等をサポートできる環境づくりに寄与することを目的とし、2011年（平成23年）に設立された公益社団法人。社団法人としては、2000年（平成12年）に設立されている。

〔第7次〕 京都府高齢者健康福祉計画（京都府高齢者居住安定確保計画）

団塊の世代が75歳以上となる、2025年（平成37年）に向けて、地域包括ケアシステムの一層の充実を図り、持続可能な介護保険制度を構築するため、京都府がめざす基本的な政策目標とその実現に向けて取り組む諸施策を定めるもので、2015年（平成27年）3月に策定された第7次計画では、地域包括ケア3大プロジェクト（認知症総合対策、総合リハビリテーションの推進、看取り対策）や在宅療養を支える医療・介護・福祉の連携等の一層の充実を図るとともに、介護保険施設等の着実な整備を推進し、また、要支援者を対象とした介護予防・生活支援の充実を図り、制度移行にもしっかりと対応し、さらに、高齢者が安心して暮らせる住まい環境を整備するため、「京都府高齢者居住安定確保計画」を、「第7次京都府高齢者健康福祉計画」と一体的に策定するものである。

京都府子育て支援新計画～未来っ子いきいき応援プラン

2007年（平成19年）12月、「京都府子育て支援条例」に基づく基本計画として策定された「未来っ子いきいき応援プラン」は、2015年（平成27年）3月の改定〔計画策定期間：2015～19年度（平成27～31年度）〕では、総合的な少子化対策に取り組み、子ども・子育て支援新制度の本格実施と併せて、子ども・子育て家庭を社会全体で支援していく仕組みをつくり、総合的・計画的に推進していくための諸施策を推進していくこととした。

京都府子どもの貧困対策推進計画

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に定める「都道府県計画」（努力義務）として、2015年（平成27年）3月に、子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現をめざすことを基本理念として、京都府が策定した計画。

京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会

インターネット上でおこなわれている人権侵害や差別助長行為等の実態を把握し、京都府と市町村がその傾向や問題点等について共通の認識を持ち、啓発を含め地方公共団体として取り得る効果的な対策を検討し、京都府民の人権擁護に資することを目的とし、2013年（平成25年）に発足した。

京都府社会貢献活動の促進に関する条例

2003年（平成15年）11月1日施行。社会貢献活動の促進についての基本理念を示すとともに、京都府の責務と府民、社会貢献活動団体及び企業の果たすべき役割を明らかにし、社会全体で社会貢献活動を促進することを目的として、京都府が制定した条例。

京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター

障害者や高齢者に対する虐待防止のため、住民からの通報窓口となっている市町村への支援をおこなうため、2012年（平成24年）6月に開設された京都府の施設。市町村からの相談を受けるとともに、行政が介入すべきかどうか微妙な判断を迫られるケースでの専門家の派遣など、早期対処を通じて虐待被害の拡大を防ぐ狙いがある。さらに、認知症などで判断能力が不十分な人に代わって財産管理などをおこなう「成年後見制度」の調整や利用促進もおこなう。

また、虐待を受けた人の一時避難所として設けた高齢者用施設に加え、障害者を対象とした施設も確保するなど、支援体制の整備の充実をめざしている。

京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例

共生社会の実現を強く念願し、障害者権利条約、障害者基本法、障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、共生社会の推進に関し基本理念等を定め、その取り組みを京都府、府民、事業者及び市町村、国その他の関係機関が一体となって総合的かつ計画的に推進するために、2015 年（平成 27 年）4 月に施行された。

京都府人権教育・啓発推進計画（第 2 次）

新京都府人権教育・啓発推進計画を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に進めることができるよう、京都府が 2016 年（平成 28 年）1 月に策定した計画。人権という普遍的文化の構築を目標に掲げている。

京都府男女共同参画推進条例

2004 年（平成 16 年）4 月 1 日施行。男女共同参画の推進に関し、6つの基本理念（①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤男女の性についての理解、⑥国際的協調）を定め、京都府、府民及び事業者の責務を明らかにするとともに、京都府の施策の実施に関し必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された。

京都府犯罪被害者サポートチーム

京都府では、2008 年（平成 20 年）1 月 30 日、犯罪被害者等の総合的な支援をおこなうため、関係行政機関をはじめ、民間の法律・医療等の機関等とも連携したネットワークシステムの運用を全国で初めて開始した。その中心的な役割を果たす犯罪被害者支援コーディネーター（臨床心理士、社会福祉士で自身も犯罪被害者遺族である人など非常勤で計 3 名）を配置し運用している。

京都府ホームレス自立支援等実施計画

2004 年（平成 16 年）、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法の規定に基づき策定された。保健福祉、労働、住宅など多岐にわたる施策の連携を図りながらホームレスの自立支援を計画的、総合的に推進するための実施計画。ホームレスが自らの意思で地域社会のなかで自立した生活を営むことを基本目標としている。

KYOのあけぼのプラン（第 3 次）－京都府男女共同参画計画

男女共同参画社会基本法〔1999 年（平成 11 年）施行〕に基づき、2000 年（平成 12 年）に策定された、国の「男女共同参画基本計画」を勘案し、京都府では、2001 年（平成 13 年）に 2010 年度（平成 22 年度）までを計画期間とする「新 KYO のあけぼのプラン」を策定した。2011 年度（平成 23 年度）には、前プランの成果を継承し、新たな課題にも対応した、「KYO のあけぼのプラン（第 3 次）」を策定した。対象期間は、2011 ～ 20 年度（平成 23 ～ 32 年度）の 10 年間で、この間の社会情勢の変化に伴う新たな課題に対応するため、2016 年度（平成 28 年度）に施策の見直しをおこない、後期施策を策定した。

KYOの海外人材活用プラン

海外人材の招致、多文化共生をめざし、2005 年（平成 17 年）に策定された。留学生等海外からの人材活用にポイントを絞った施策の推進を図ったプランである。

ケースワーカー

病気・貧困など社会福祉問題を個別的に扱い、解決のための援助をする人。

ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図る人のことで、いわば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

国際識字年

非識字の克服をめざす契機となるよう国連が提唱した年。1990年（平成2年）。「2000年（平成12年）までに、世界のすべての人々に文字を」のスローガンのもとに、ユネスコが中心となって各国が識字問題に積極的に取り組んでいこうとする国際的な活動の出発の年として位置づけられるもの。

国際疾病分類

各国の代表的な専門家からなる世界保健機関（WHO）専門家委員会によって決められた疾病群分類。WHOは定期的に完全な一覧表の改定版を刊行している。書名は、「疾病、傷害及び死因国際統計分類提要」という。すべての疾病に番号が割り当てられ、17の大分類と各々の準分類から構成されている。

国際児童年

児童の権利の保障をめざす契機となるよう国連が提唱した年。1979年（昭和54年）。

国際障害者年

障害者の完全参加と平等をめざす契機となるよう国連が提唱した年。1981年（昭和56年）。

国際人権規約

①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（自由権規約）、②市民的及び政治的権利に関する国際規約（社会権規約）、③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書、の3つの総称。日本は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）に批准している。

国際婦人年

女性の地位向上をめざす契機となるよう国連が提唱した年。1975年（昭和50年）。

国連人権高等弁務官

1994年（平成6年）創設。国連事務総長の下で、人権問題を総合的に調整する役割を担う。主な活動は、人権の実効的な享有及び発展の権利の実現、促進、保護と人権救済に対する権限を有する包括的なもの。

国連人権理事会

人権と基本的自由の促進と擁護に責任を持つ国連の主要な政府間機関。国連として人権問題への対処能力強化のため、国連総会の下部機関として、2006年（平成18年）に、従来の人権委員会に替えて新たに設置された。

個人情報保護に関する法律

個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の

基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、2003年（平成15年）に制定され、2005年（平成17年）に完全施行された。

これにより、事業者は、個人情報について、利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられた。

戸籍謄本等不正取得事件

京都府では2003年（平成15年）に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005年（平成17年）以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。

子ども・子育て関連3法

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的として、2012年（平成24年）に制定された以下に掲げる3法。

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正法）
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

子ども・子育て支援新制度

2012年（平成24年）に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、2015年（平成27年）4月から本格施行された制度。「すべての子どもたちが、笑顔で成長していくために。すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じられるために」という考えに基づき、子育て支援の量を増やし、必要とするすべての家庭が利用できる支援を用意し、子育て支援の質を向上して、子どもたちがより豊かに育っていける支援をめざしている制度。

自治体には、各市町村が「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て中のすべての家庭の支援、認定こども園の普及、多様な保育の確保による待機児童の解消、地域のさまざまな子育て支援の充実などの責務が課せられた。

子ども・子育て支援法

我が国における急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く環境の変化により、児童福祉法等による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援をおこない、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、2012年（平成24年）に制定された。

子ども・子育てビジョン

2010年（平成22年）1月に閣議決定された、今後の子育て支援の方向性を示す総合的なビジョン。社会全体で子育てを支え、個々人の希望がかなう社会の実現を基本理念としている。

めざすべき社会への政策として4つの柱【①子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会 ②妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会 ③多様なネットワークで子育て力のある地域社会 ④男性も女性も仕事と生活が調和する社会（ワーク・ライフ・バランスの実現）】と、12の主要施策を定めている。2014年まで施策ごとの数値目標が初めて示された。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

1989年（平成元年）11月に国連総会で採択された条約。前文及び54条からなり、児童の意思表明権、思想・表現

の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。日本は、1994年（平成6年）4月に批准している。

子どもの貧困対策法（子どもの貧困対策の推進に関する法律）

子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないように子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として2014年（平成26年）に施行された法律。

子どもの貧困率

貧困率とは、世帯収入から国民一人ひとりの所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分（貧困線）に届かない人の割合をいう。子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合を指す。厚生労働省調査によると、子どもの貧困率は、1985年（昭和60年）は10.9%だったが、2012年（平成24年）は過去最悪の16.3%となり、およそ6人に1人が貧困という結果となった。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

→「男女雇用機会均等法」を参照。

婚外子（嫡出でない子）

法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子どもをいう。法律婚から生まれた子どもは「嫡出子」という。子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

ー さ 行 ー

ジェンダー

生物学的な性別（sex）に対して、社会的・文化的につくられる性別を指す。世のなかの男性と女性の役割の違いによって生まれる性別。

ジェンダー開発指数（GDI）

「国連開発計画（UNDP）」による「人間開発報告書」のなかの「人間開発指数（HDI）」の一つ。人間開発報告書で毎年報告される。狭義の人間開発指数に男女間の不平等を反映させたもの。出生時平均余命、成人識字率、推定勤労所得などの指標から計算される。HDIにおける男女平等からの絶対偏差に基づいており、男性優位の不平等も女性優位の不平等も同じ扱いでランキングに反映される。

識字

文字（書記言語）を読み書きし、理解できること、またその能力をいう。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、めざすべき社会の姿を示し、新たな決意のもと、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の

合意により、2007 年（平成 19 年）12 月 18 日に策定された。

次世代育成支援対策推進法

次世代育成支援対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにし、行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主の行動計画の策定など必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として、2003 年（平成 15 年）に制定された。

事前登録型本人通知制度

個人情報に記載された戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付した場合、事前に登録された者に第三者への交付の事実を通知する制度。

京都府知事等に対し、京都弁護士会から制度導入に反対する意見書が出されるなどの動きもあったが、現在京都府の全市町村で導入されている。

木津川市では、2014 年（平成 26 年）6 月 2 日から導入している。

児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）

児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的として、2000 年（平成 12 年）に制定された。

児童憲章

日本国憲法の精神に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福を図るために、1951 年（昭和 26 年）5 月 5 日に定められた児童の権利宣言。児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる、児童は良い環境のなかで育てられる、という3つの原則をうたっている。

児童の権利に関する条約

→「子どもの権利条約」を参照。

自由権規約委員会

「市民的政治的権利に関する国際規約」（自由権規約、国際人権B規約）の各締約国の順守状況を監視するために国連に設置された機関。5年に1回、締約国政府が提出した報告書をもとに、締約国政府代表と議論しながら審査する。規約人権委員会ともいう。

障害者基本法

障害のある人の自立や社会参加を支援するための施策について基本事項を定めた法律。1970 年（昭和 45 年）施行の心身障害者対策基本法が 1993 年（平成 5 年）に改正され、現在の名称になった。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律〔施行は、一部の附則を除き、2016 年（平成 28 年）4 月 1 日〕。

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することを目的とし、2012年（平成24年）10月に施行された。

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

2006年（平成18年）12月に国連総会で採択された条約。障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等を締結国に求めている。日本は、2014年（平成26年）1月に批准している。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

2012年（平成24年）に、参議院本会議にて可決し成立した。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法や児童福祉法などのほか、障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的におこない、障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とし、2013年（平成25年）4月に施行された。

女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるために、以下の3点を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図り、2015年（平成27年）9月4日に公布・施行された〔一部は2016年（平成28年）4月1日に施行〕。

- ①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮がおこなわれること
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

この法律により、2016年（平成28年）4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられる。

女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

1979年（昭和54年）12月に国連総会で採択された条約。女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。日本は、1985年（昭和60年）6月に批准している。

新エンゼルプラン（重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について）

1999年（平成11年）12月19日に、大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治の6大臣（当時）の合意により、「少子化対策推進基本方針」に基づく重点施策の具体的実施計画として策定された子育てを支援するための計画。

新京都府人権教育・啓発推進計画

「人権教育のための国連10年京都府行動計画」の計画期間満了後も同計画を継承・発展させ、引き続き総合的かつ計画的に取り組むを進めるための基本的指針として、京都府が、2005年（平成17年）1月に策定した計画。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）

人権擁護推進審議会の答申を受け、2000年（平成12年）12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

人権教育・啓発に関する基本計画

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第7条の規定に基づき、2002年（平成14年）3月に策定された国の人権教育・啓発推進に係る基本計画。

人権教育のための国連10年

1994年（平成6年）の第49回国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識の下に、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間で「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援を受けて、住民に対する実効ある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、国においては、1995年（平成7年）12月に、内閣に内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997年（平成9年）7月には、国内行動計画を策定。

人権教育のための国連10年推進本部

「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、1995年（平成7年）12月15日、内閣に内閣総理大臣を本部長として設置された。

人権教育のための国連10年京都府行動計画

京都府では、人権教育のための国連10年の取り組みに対応する計画として、1999年（平成11年）3月、人権教育・啓発推進に係る京都府の基本的指針となる「人権教育のための国連10年京都府行動計画」が策定された。この計画に基づき、知事を本部長とする「人権教育のための国連10年京都府行動計画推進本部」が設置され、関係部局が緊密な連携を図りながら、さまざまな施策に積極的な取り組みが推進された。

人権教育のための世界計画

2004年（平成16年）の第59回国連総会で決議。2004年末の「人権教育のための国連10年」終了後も引き続き世界各地で人権教育を積極的に推進していくことを目的とし、数年のフェーズ（段階）ごとに特定の領域に焦点化した行動計画が策定された。

人権強調月間

京都府と京都人権啓発推進会議では、同和対策審議会答申が出された8月を、人権啓発活動を集中的に実施する「人権強調月間」と定め、人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権週間

1948年（昭和23年）、第3回国連総会において、基本的人権及び自由を遵守し確保するために、「世界人権宣言」が採択され、採択日の12月10日を「人権デー」と定めた。日本では、この「人権デー」を最終日とする一週間（12月4日～10日）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めている。

人権擁護施策推進法（人権の擁護に関する施策を推進するための法律）

1997年（平成9年）に人権の擁護施策の推進について国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、人権の擁護に資することを目的として、5年間の時限立法として制定された法律。同法に基づき設置された人権擁護推進審議会から、1999年（平成11年）7月に人権教育・啓発の基本的事項について、2001年（平成13年）5月には人権が侵害された場合における救済制度の在り方について、それぞれ答申が出された。

人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）

1965年（昭和40年）12月に国際総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際的社会を築くための早期の実際措置の実現を、当事国に求めている。日本は、1995年（平成7年）12月に批准している。

ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

ストーカー行為を処罰するなど、ストーカー行為等について必要な規制をおこなうとともに、その被害者に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的として、2000年（平成12年）11月24日に施行された。

ストーカー行為とは、つきまとい等（特定の人に対する好意の感情又は怨恨の感情を充足する目的で、その人又は社会生活上その人と密接な関係の人に、つきまとい、待ち伏せ、見張り、押し掛け等法律に定める種類の行為をすること）を反復してすることとされる。

生活困窮者自立支援法

2015年（平成27年）4月施行。生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。今まで制度の間にいて必要な支援を受けられなかった生活困窮者について、まずは地域の相談窓口で相談を受け、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援をおこなう。

青少年すこやか育成プラン

京都府が2009年（平成21年）12月に策定したプラン。より幅広い視点から、青少年の健やかな育成を進めるため、「青少年の社会的自立支援プラン」及び「青少年元気な活動応援プラン」を統合、2011年（平成23年）12月、少年非行の状況の改善をめざし、非行問題に対する総合的な対策を進めるために改定した。

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律

2004年（平成16年）7月施行。性同一性障害がある者で、法律に規定された5つ要件を満たす場合は、家庭裁判所の審判を経て、戸籍上の性別表記を変更することができる。

性の自己意識

人間は、自分の性が何であることを認識しており、多くの場合は確信している。その確信のことを「性の自己意識」や「性自認」という。

世界エイズデー

1988年（昭和63年）に世界レベルでのエイズのまん延防止と患者・感染者に対する差別、偏見の解消を図ることを目的として、WHOがエイズに関する啓発的活動等の実施を提唱し、12月1日を「世界エイズデー」として設定した。

世界人権宣言

1948年（昭和23年）12月の国連第3回総会において採択された国際的な人権宣言。市民的・政治的自由のほかに経済的・社会的な権利について、各国が達成すべき基準を定めている。

世界人権宣言65周年京都アピール

2013年（平成25年）11月3日、世界人権宣言が採択されて65周年に当たることを記念し、宣言の意義や精神を再確認するとともに、一人ひとりの人権が大切にされる社会を築いていくためにともに努力していく決意を新たにすため、京都府知事、京都市長、京都地方法務局長、（公財）人権問題研究センター理事長の4者により発表された。

（公財）世界人権問題研究センター

人権問題について世界的視野に立った総合的な調査・研究をおこない、広範な学問分野での交流や国内外の研究機関及び研究者との連携、交流を促進し、国内外の人権問題に係る学術・研究の振興を図ることを目的として、1994年（平成6年）に設立された財団法人。2012年（平成24年）に公益財団法人となった。

世界保健機関（WHO＝World Health Organization の略。）

世界中の人々の、最高水準の健康維持を目的として、1948年（昭和23年）に設立された国連の専門機関。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

「京都府男女共同参画推進条例」では、相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること、と定義している。

－ た 行 －

第2次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン

木津川市では、2009年（平成21年）3月に「木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」を策定し、その後、国においては、2011年（平成23年）の障害者基本法の改正や、2013年（平成25年）の障害者総合支援法の施行など関連法の改正等がおこなわれ、障害のある人への差別を禁止する、障害者権利条約の批准に必要な国内法が整備され、2014年（平成26年）に同条約が発効するに至った。

障害者基本法の改正では、障害のある人の定義を見直したほか、障害者総合支援法では、制度の谷間のない支援をめざすとともに、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念を掲げるなど、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化していることを踏まえ、新たな「支えあいプラン」を策定したものである。

第7次木津川市高齢者福祉計画・第6期木津川市介護保険事業計画

2015年（平成27年）3月に策定された、高齢者が健康でいきいきと住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざし、2015～2017（平成27～29）年度の3年を1期とする計画で、高齢者の社会参加や生きがいづくり、介護予防等を含めた高齢者福祉計画と、介護保険の事業や1号被保険者保険料等についての介護保険事業計画を併せた計画。

団塊の世代

日本において、第一次ベビーブームが起きた時期に生まれた世代。第二次世界大戦直後の1947～49年（昭和22～24年）に生まれて、文化的な面や思想的な面で共通している戦後世代のこと。第一次ベビーブーム世代とも呼ばれる。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会。

男女共同参画社会基本法

1999年（平成11年）、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された法律。

男女雇用機会均等法（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律）

1986年（昭和61年）、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として制定された法律。1997年（平成9年）にセクシュアル・ハラスメントに関する事業主の配慮義務等を盛り込んで一部改正された〔1999年（平成11年）4月施行〕。

地域改善対策協議会

1982年（昭和57年）3月に同和対策事業特別措置法が廃止され、同年4月1日から地域改善対策特別措置法が施行されるに伴い、政令によって設置された機関。意見具申として、1984年（昭和59年）6月、「今後における啓発活動について」、1986年（昭和61年）12月「今後における地域改善対策について」、1991年（平成3年）12月「今後の地域改善対策について」、1996年（平成8年）5月に「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」が内閣総理大臣に提出された。

DV

→ 「ドメスティック・バイオレンス」を参照。

DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とし、2001年（平成13年）10月13日施行された。

同和対策審議会答申

内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和対策審議会が、1965年（昭和40年）8月「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題である、としている。

同和対策事業特別措置法

1969年（昭和44年）に成立。同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目的とした。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律

→「プロバイダ責任制限法」を参照。

特別法による対策事業

1969～1978 年度（昭和 44～53 年度）	同和対策事業特別措置法
1979～1981 年度（昭和 54～56 年度）	同法一部改正延長
1982～1986 年度（昭和 57～61 年度）	地域改善対策特別措置法
1987～1991 年度（昭和 62～平成 3 年度）	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
1992～1996 年度（平成 4～8 年度）	同法一部改正延長
1997～2001 年度（平成 9～13 年度）	同法一部改正延長
2002 年（平成 14 年）	国策としての同和対策事業終了

ドメスティック・バイオレンス（DV）

「京都府男女共同参画推進条例」では、夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間でおこなわれる暴力的行為（暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）と定義している。

－な 行－

ネットいじめ通報サイト

京都府が開設しているサイト。そこでは、ネットいじめとは、「パソコンや携帯電話で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」いじめで、例えば、学校裏サイト（掲示板・ブログ・プロフ [プロフィールサイト]）に特定の人物に対する悪口を書き込んだり、個人情報勝手に掲載したり、またメールを使って誹謗・中傷を送りつけたりして、その人に屈辱感、恐怖感、無力感を与えるなど、精神的に苦しめること、としている。

同サイトは、学校裏サイト等での誹謗・中傷などいじめを解決するため、情報を提供してもらう目的で開設したもので、学校裏サイトに京都府内の学校名が書かれている場合や、特定の個人を誹謗中傷する内容があるというようなネットいじめを発見したときは、京都府教育委員会に通報するよう呼びかけている。

ノーマライゼーション

デンマークのバンク・ミケルセンが、知的障害者の処遇に関して唱え、北欧から世界へ広まった障害者福祉のための重要な理念。障害者を特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

－は 行－

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

→「DV防止法」を参照。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

職場の権力（パワー）を利用した嫌がらせのことで、和製英語。略称はパワハラ。厚生労働省は、「同じ職場で働く者

に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与える、職場環境を悪化させる行為」と定義した。

ハンセン病

1873 年（明治 6 年）にノルウェーのハンセン博士が発見した「らい菌」の感染によって、主に皮膚や末梢（まっしょう）神経が侵される感染症。現在ではいくつかの薬剤を併用する治療法が確立され、適切な治療により完治する。

ハンセン病患者の宿泊拒否問題

2003 年（平成 15 年）11 月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生したという問題。

ハンセン病問題基本法（ハンセン病問題の解決の促進に関する法律）

2009 年（平成 21 年）4 月施行。国によるハンセン病患者に対する隔離政策に起因して生じた問題に対し、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し、現在もなお存在する問題の解決の促進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めた。

福祉避難所

、既存の建物を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など、一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、ケアがおこなわれるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなどバリアフリー化が図られた避難所。

プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）

インターネットでプライバシーや権利の侵害があったときに、プロバイダ等が負う損害賠償責任の範囲や、情報発信者の情報の開示を請求する権利を定め、2002 年（平成 14 年）に施行された法律。

権利侵害の被害が発生した場合であっても、その事実を知らなければ、プロバイダ等は被害者に対して賠償責任を負わなくてもよいとしている。権利侵害情報が掲載されていて、被害者側からは情報の発信者が分からない場合、プロバイダ等に削除依頼をすることができる。

プロバイダ等

プロバイダ責任制限法では、「特定電気通信役務提供者」として、特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者を規制対象としており、いわゆるプロバイダ（ISP：Internet Services Provider）だけでなく、掲示板を設置するWebサイトの運営者なども規制対象とされている。

ヘイトスピーチ

人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、又は侮辱する表現行為などと説明される。

ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいうまでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。2014 年（平成 26 年）には国連自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会から日本に対し、ヘイトスピーチに対して適切な措置を求める勧告が出されたが、条約・法律上の定義が確立されていないことから、国会等において議論がおこなわれている。

こうした行為の代表的なものとしては、2009 年（平成 21 年）12 月に京都朝鮮第一初級学校（当時）に対しておこなわれた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差

別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011年（平成23年）1月に奈良県の水平社博物館前においておこなわれたものがある。

ヘイトスピーチ対策法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）

「特定の人種や民族への差別」をあおるヘイトスピーチ（憎悪表現）の抑止・解消を目的とした法律。2016年（平成28年）6月に施行された。

ヘイトスピーチを本邦外（日本国外）出身者への「差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加える旨を告知」する行為、「本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」と定義し、基本理念として「（国民は）不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と掲げている。

北京宣言

1995年（平成7年）9月、北京で開催された第4回世界女性会議（女性の地位向上を目的として、国連主催のもとに開かれてきた会議）では、実質的な男女平等の推進とあらゆる分野への女性の全面的参加など38項目から成る「北京宣言」と、貧困、教育、健康、女性に対する暴力、経済、人権などの分野における戦略目標及び行動を提示した「行動綱領」が全会一致で採択された。

保育所保育指針

厚生労働省が作成した、保育所における「保育の目標」、「保育の方法」、「保育の環境」等の保育を展開するにあたって、各年齢の必要な基本的事項が盛り込まれた指針。

母子自立支援員

母子家庭の母等の相談に応じ、自立に必要な情報提供や支援をおこなう人。

ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法

ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを防止するための生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、ホームレスの人権に配慮し、かつ、地域社会の理解と協力を得つつ、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とし、2002年（平成14年）に制定された。

－ ま 行 －

マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

職場において妊娠・出産した者に対して、妊娠や出産をしたことが業務上支障をきたすという理由で、精神的・肉体的な嫌がらせをおこなう（場合によっては退職にまでいたる）行為を指す言葉で、和製英語。略称はマタハラ。

民生委員・児童委員

厚生労働大臣の委嘱により、住民の福祉の増進を図るため、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助や情報提供をおこなうとともに、社会福祉事業者や社会福祉活動をおこなう者と密接に連携し、関係行政機関の業務に協力する者。また、民生委員は児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動をおこなう児童委員にあてられる。

メディア

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画など情報を人々に伝える機関や事業、システム。近年ではインターネット、Webサイトなども含む。

ーや 行ー

山城人権ネットワーク推進協議会（ひゅうまんねっとやましろ）

山城地区の「山城地区市町村連絡協議会」、「山城人権啓発協議会」、「山城地区就労促進協議会」による人権課題の解決に向けた取り組みの成果を踏まえ、「人権尊重理念の普及」と「さまざまな人権問題の解決」に向けた取り組みの一層の推進を図るため、山城管内15市町村と企業・団体等により、2008年（平成20年）4月24日に設立された協議会。

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍・老若男女・能力等の差異、障害の有無などを問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）などをいう。

幼稚園教育要領

幼稚園を対象に「幼稚園教育の基本」、「幼稚園教育の目標」、「教育課程の編成」等を示した文部科学省告示。

要保護児童対策地域協議会

要保護児童等への適切な支援を図ることを目的に、地方公共団体が設置・運営する組織。2004年度（平成16年度）の児童福祉法改正に際して、同法第25条の2に規定された。

幼保連携型認定こども園教育・保育要領

「幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標」、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画の作成」、「幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項」を要点に、内閣府・文部科学省・厚生労働省により告示された要領。

ーら 行ー

労働安全衛生

労働安全衛生とは、職場における災害や事故の現象及び防止を図り、労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。

ーわ 行ー

ワークショップ

もともとは「作業場」「工房」などの意味。WORK（身体を動かす）+SHOP（自分で作ったものを公開する場）、つまり参加者が主体的に活動をしながら問題意識を高め、多くの人々と積極的に交流することによって、自分自身のなかに新しい「気づき」を得るための場のこと。受け身の講義形式とは異なり、参加者自ら積極的に問題意識を持って参加することが望まれている。

資 料 編

- 1 人権関係年表
- 2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 3 世界人権宣言

1 人権関係年表

西暦	年号	国際的な動き	日本の動き	京都府・◎木津川市の動き
1945	昭 20	国際連合 設立		
1947	昭 22		「日本国憲法」施行 「労働基準法」施行	
1948	昭 23	世界人権宣言 採択	「児童福祉法」施行	
1951	昭 26	「難民の地位に関する条約」採択	児童憲章 制定	
1953	昭 28		「らい予防法」制定	
1956	昭 31		国際連合加盟	
1963	昭 38		「老人福祉法」施行	「同和教育の基本方針」策定
1965	昭 40	「人種差別撤廃条約」採択	同和対策審議会答申	
1969	昭 44		「同和対策事業特別措置法」施行	
1975	昭 50	国際婦人年		
1976	昭 51	「国際婦人の10年」開始		
1977	昭 52		国際婦人年の目標達成のための 「国内行動計画」策定	
1979	昭 54	国際児童年 「女性差別撤廃条約」採択		
1981	昭 56	国際障害者年	「犯罪被害者等給付金支給法」施行 「難民の地位に関する条約」締結	
1982	昭 57		「難民の地位に関する条約」発効 「地域改善対策特別措置法」施行	
1985	昭 60		「女性差別撤廃条約」批准	
1986	昭 61		「男女雇用機会均等法」施行	
1987	昭 62		「地域改善対策特定事業に係る国の 財政上の特別措置に関する法律」施行 「障害者の雇用の促進等に関する 法律」施行	
1988	昭 63	「世界エイズデー」制定		
1989	平元	「子どもの権利条約」採択	「エイズ予防法」施行	「KYOのあけぼのプラン」策定
1990	平 2	国際識字年		
1991	平 3			「京都府青少年プラン」策定
1993	平 5		「障害者基本法」施行	
1994	平 6	国連人権高等弁務官設置 「人権教育のための国連10年」決議	「子どもの権利条約」批准 「エンゼルプラン」策定	
1995	平 7	「人権教育のための国連10年」 開始 第4回世界女性会議で「北京宣 言」採択	「人権教育のための国連10年 推進本部」設置 「人種差別撤廃条約」批准 「高齢社会対策基本法」施行 「障害者プラン（ノーマライゼ ーション7か年計画）」策定	「京都府障害者基本計画・ひと りだち～京都から～21プラン」 策定

西暦	年号	国際的な動き	日本の動き	京都府・◎木津川市の動き
1996	平 8		「被害者対策要綱（警察庁）」策定	「京都府子育て支援計画～きょうと未来っ子21プラン」策定
			「らい予防法」廃止	「京都府個人情報保護条例」施行
			地域改善対策協議会の意見具申	「京都府警察被害者支援要綱」策定
			「人権擁護施策推進法」制定	
1997	平 9		「アイヌ文化振興法」施行	
			「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定	
1999	平 11		「エイズ予防法」廃止	「人権教育のための国連10年京都府行動計画」策定
			「男女共同参画社会基本法」施行	
			「新エンゼルプラン」策定	
2000	平 12		介護保険制度開始	第1期京都府介護保険事業支援計画を含む「第2次京都府高齢者保健福祉計画－京都高齢者あんしん21プラン」策定
			「交通バリアフリー法」施行	
			「児童虐待防止法」施行	
			「ストーカー規制法」施行	
			「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行	
			「男女共同参画基本計画」策定	
2001	平 13		らい予防法のもとに国がおこなった隔離政策について国の責任を認める司法判断	「京都府障害者基本計画後期実施計画」策定
			「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」施行	「新京都府青少年プラン」策定
			「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」施行	「新KYOのあけぼのプラン」策定
			「DV防止法」施行	
2002	平 14		「人権教育・啓発に関する基本計画」策定	「京都府子育て支援計画後期実施計画」策定
			「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」失効	
			「プロバイダ責任制限法」施行	「京都府ホームレス自立支援等実施計画」策定
			「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」施行	
2003	平 15	「国際識字の10年」開始	「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」施行	「第3次京都府高齢者保健福祉計画－京都高齢者あんしん21プラン」策定
			「個人情報の保護に関する法律」制定	
			「次世代育成支援対策推進法」制定	「京都府社会貢献活動の促進に関する条例」施行
			「ハンセン病元患者の宿泊拒否問題」発生	

西暦	年号	国際的な動き	日本の動き	京都府・◎木津川市の動き
2004	平 16	「人権教育のための世界計画」決議	「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」施行	「京都府男女共同参画推進条例」施行 「京都府ホームレス自立支援等実施計画」策定 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」制定
2005	平 17	「人権教育のための世界計画」 「第1フェーズ行動計画」開始	「個人情報保護に関する法律」全面施行 「犯罪被害者等基本法」施行 「第2次男女共同参画基本計画」策定 「犯罪被害者等基本計画」閣議決定	「新京都府人権教育・啓発推進計画」策定 「京都府障害者基本計画・キラリ☆21ーそれぞれの明日。京都から」策定 「KYOの海外人材活用プラン」策定 「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」及び同アクションプラン策定
2006	平 18	「国連人権理事会」設置 「障害者権利条約」採択	「第4次京都府高齢者保健福祉計画」策定 「高齢者虐待防止法」施行 「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」施行 「自殺対策基本法」施行	
2007	平 19		「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」策定	「新KYOのあけぼのプラン後期施策」策定 ◎3町合併により木津川市誕生 ◎「木津川市男女共同参画推進条例」施行 「京都府子育て支援条例」施行 ◎「木津川市人権啓発協議会」発足
2008	平 20	「障害者権利条約」発効	「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」施行	「京都府犯罪被害者サポートチーム」設立 ◎「木津川市人権教育・啓発推進計画」策定 ◎「木津川市人権教育・啓発推進本部」設置 「山城人権ネットワーク推進協議会」設立
2009	平 21		「ハンセン病問題基本法」施行	「第5次京都府高齢者健康福祉計画」策定 ◎「木津川市障害者基本計画支え合いプラン」策定 ◎「木津川市総合計画」策定 「青少年すこやか育成プラン」策定 「明日の国際交流推進プラン」策定

西暦	年号	国際的な動き	日本の動き	京都府・◎木津川市の動き
2010	平 22	「人権教育のための世界計画」 「第2フェーズ行動計画」開始	「子ども・子育てビジョン」閣議決定	◎「木津川市男女共同参画計画～新・キラリさわやかプラン～」策定
			「子ども・若者育成支援推進法」施行	◎「木津川市次世代育成支援地域行動計画（後期行動計画）」策定
			「第3次男女共同参画基本計画」策定	「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」及び同アクションプラン改定
2011	平 23		「第2次犯罪被害者等基本計画」策定	「KYOのあけぼのプラン（第3次）」策定
			「障害者基本法」改正 ※障害者権利条約批准に向けた改正	「明日の国際交流推進プラン」改定
				「青少年すこやか育成プラン」（少年非行問題総合対策）策定
2012	平 24		「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」延長	「京都府警察犯罪被害者等支援要綱」制定
				「第6次京都府高齢者健康福祉計画」策定
			「子ども・子育て支援法」など、子ども・子育て関連3法制定	◎「木津川市犯罪被害者等支援条例」施行
				◎「木津川市犯罪被害者等見舞金支給規則」施行
			「障害者虐待防止法」施行	◎「木津川市犯罪被害者等支援のための相談窓口の設置等に関する規程」施行
				京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター 開設
2013	平 25		「障害者総合支援法」施行	「京都府・市町村インターネットによる人権侵害対策研究会」発足
			「障害者差別解消法」制定	
			「いじめ防止対策推進法」施行	「世界人権宣言65周年京都アピール」発表
2014	平 26		「子どもの貧困対策法」施行	「京都府いじめ防止基本方針」策定
				◎事前登録型本人通知制度 導入
			「障害者権利条約」批准	「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」改定 「京都府犯罪防御京都アクションプラン」策定

西暦	年号	国際的な動き	日本の動き	京都府・◎木津川市の動き
2015	平 27	「人権教育のための世界計画」 「第3フェーズ行動計画」開始	「生活困窮者自立支援法」施行	「京都府子育て支援新計画～未来っ子いきいき応援プラン」策定
				◎「木津川市子ども・子育て支援事業計画」策定
				「京都府子どもの貧困対策推進計画」策定
				◎「木津川市男女共同参画計画後期計画～新・キラリさわやかプラン～」策定
			「子ども・子育て支援新制度」本格施行	「第7次京都府高齢者健康福祉計画（京都府高齢者居住安定確保計画）」策定
				◎「第7次木津川市高齢者福祉計画・第6期木津川市介護保険事業計画」策定
				「第3期京都府障害者基本計画」策定
				◎「第2次木津川市障害者基本計画 支えあいプラン」策定
			「女性活躍推進法」一部施行	◎「木津川市障害福祉計画（第4期）」策定
				「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」施行
「京都府自殺対策に関する条例」施行				
京都府性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都SARA）開設				
2016	平 28		「女性活躍推進法」本格施行	「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」策定
			「障害者差別解消法」施行	
			「ヘイトスピーチ対策法」施行	「KYOのあけぼのプラン（第3次）後期施策」策定

☆年表の種別ごと色分け内容

①同和問題関連＝ 、②女性関連＝ 、③子ども関連＝ 、④高齢者関連＝ 、
⑤障害者関連＝ 、⑥外国人関連＝ 、⑦患者等＝ 、⑧犯罪被害者等＝

※その他、あるいは人権全般＝無色

2 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

（見直し）

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

3 世界人権宣言（1948年12月10日第3回国際連合総会 採択）

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、
よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴迫の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべての人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべての人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

MEMO



木津川市人権教育・啓発推進計画(第2次)

2016年(平成28年)11月
木津川市市民部人権推進課

〒619-0286
京都府木津川市木津南垣外110-9
TEL. 0774-72-0501(代表)
0774-75-1217(課直通)
FAX. 0774-72-3900

ホームページ <http://www.city.kizugawa.lg.jp/>